

児童福祉施設(社会的養護関係施設)

〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、
児童家庭支援センター、児童心理治療施設
及び里親支援センター〕

指導監査基準

令和8年度

川 崎 市 こ ど も 未 来 局

指導監査基準中の「評価区分」

法令等の適合区分	評価区分	指導形態
法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合	A	法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
法令等に対する違反であって軽微なものである場合	B	法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人等の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。
法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため改善が必要な場合	C	「B」に至らない記載ミス等の軽微な誤り、及び水準向上のための助言指導。

※判断基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても必要に応じて指摘となる場合あり。

編宮運

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
1	(平成24年12月14日条例第56号) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例	認可基準条例
2	(大正11年4月22日法律第70号) 健康保険法	法令	健康保険法
3	(昭和29年5月19日法律第115号) 厚生年金保険法	法令	厚生年金保険法
4	(昭和49年12月28日号外法律第116号) 雇用保険法	法令	雇用保険法
5	(昭和34年4月15日号外法律第137号) 最低賃金法	法令	最低賃金法
6	(昭和23年7月24日法律第186号) 消防法	法令	消防法
7	(昭和36年4月1日号外自治省令第6号) 消防法施行規則	省令	消防法施行規則
8	(昭和32年6月15日法律第117号) 水道法	法令	水道法
9	(昭和32年12月14日厚生省令第45号) 水道法施行規則	省令	水道法施行規則
10	(昭和47年6月8日法律第57号) 労働安全衛生法	法令	安衛法
11	(昭和47年8月19日政令第318号) 労働安全衛生法施行令	政令	安衛法施行令
12	(昭和47年9月30日労働省令第32号) 労働安全衛生規則	省令	安衛則
13	(昭和22年4月7日法律第49号) 労働基準法	法令	労基法
14	(昭和22年8月30日号外厚生省令第23号) 労働基準法施行規則	省令	労基法施行規則

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
15	(昭和22年4月7日法律第50号)労働者災害補償保険法	法令	労働者災害保険法
16	(昭和22年12月12日法律第164号)児童福祉法	法令	児福法
17	(昭和23年3月31日号外厚生省令第11号)児童福祉法施行規則	省令	児福法施行規則
18	(昭和26年3月29日法律第45号)社会福祉法	法令	社会福祉法
19	(昭和62年12月15日号外厚生省令第49号)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則	省令	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則
20	(平成10年1月30日号外厚生省令第11号)精神保健福祉士法施行規則	省令	精神保健福祉士法施行規則
21	(平成29年3月31日号外厚生労働省告示第130号)児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会	告示	告示第130号
22	(平成14年8月2日法律第103号)健康増進法	県条例 法律	健康増進法
23	(平成12年4月25日児発第471号)児童福祉行政指導監査の実施について	国通知	児童福祉指導監査実施要綱
24	(平成13年6月15日雇児総発402号)児童福祉施設における児童の安全の確保について	国通知	国通知(雇児総発402号)
25	(平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)児童養護施設運営指針	国通知	児童養護施設運営指針
26	(平成23年9月1日雇児発0901第1号)児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行令の一部を改正する省令等の施行について	国通知	国通知(雇児発0901第1号)
27	(令和7年4月7日こ支家第197号)児童家庭支援センターの設置運営等について	国通知	国通知(こ支家197号)
28	(平成11年6月30日消防局訓練第18号)川崎市防火管理に関する規程	規程	川崎市防火管理に関する規程
29	(平成28年3月25日27川市児第1046号)川崎市児童家庭支援センター事業実施要綱	要綱	事業実施要綱

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
30	(平成26年3月) 児童養護施設運営ハンドブック	-	児童養護施設運営ハンドブック
31	(昭和41年7月21日法律第132号)労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	法律	労働施策総合推進法
32	(平成12年5月8日法律第57号)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律	土砂災害防止法
33	(平成12年5月1日児発第489号) 地域小規模児童養護施設の設置運営について	国通知	国通知(児発489号)
34	(令和6年3月29日こ支家第181号) 里親支援センターの設置運営について	国通知	国通知(こ支家181号)
35	(令和6年3月29日こ支家第185号)「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について	国通知	国通知(こ支家185号)
36	(こ支虚第360号、こ支家第398号、こ支障第357号) 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて	国通知	被措置児童等虐待対応ガイドライン

＜運営編＞

1 基本方針等	P 1	4 施設・設備の状況	P 24
(1)一般原則	P 1	(1)設備基準の遵守	※ P 24
(2)入所した者に対する平等取扱の原則	P 1	(2)施設・設備の安全・衛生	P 26
(3)虐待等の禁止	※ P 1	(3)施設の害虫駆除	P 26
(4)衛生管理等	P 2	(4)施設内の受動喫煙の防止	P 26
(5)給付金として支払を受けた金銭の管理	P 2	5 非常災害対策	P 26
(6)秘密保持等	P 2	(1)防火管理者	P 27
(7)苦情への対応等	P 3	(2)消防計画等	P 27
(8)事故防止及び防犯の対策等	※ P 4	(3)避難・消火訓練等	P 27
(9)利用者等への情報提供	※ P 6	(4)消防用設備	P 27
(10)業務の質の評価	※ P 6	(5)避難確保計画	P 28
(11)関係機関との連携	※ P 7	(6)防災備蓄	P 28
(12)事業の実施	P 8	(7)業務継続計画	P 28
(13)広報等	P 8	(8)安全計画	P 29
2 規程及び帳簿の整備	P 8	(9)自動車を運行する場合の所在の確認	P 29
(1)重要事項に関する規程	P 8		
(2)事業計画・事業報告	P 9		
(3)就業規則等の整備	P 9		
(4)労使協定等	P 9		
(5)帳簿の整備	P 9		
3 職員の状況	P 9		
(1)職員配置	※ P 9		
(2)職員の資格保有	※ P 13		
(3)労働条件の明示	P 22		
(4)職員給与等の状況	P 23		
(5)社会保険の加入	P 23		
(6)職員の確保と定着化	P 23		
(7)安全衛生管理体制	P 23		
(8)雇用管理上の措置	P 23		
(9)職員の健康診断	P 24		
(10)職員研修	P 24		

※ … この印が記載されている項目については項目(主眼事項)のなかで基本的考え方が乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの施設別に記載されています。

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
1 基本方針等 (1)一般原則	1 児童福祉施設の設置者は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	1 入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行っているか。	(1)入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行っていない。	A	(1)認可基準条例第6条第1項
	2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	1 地域社会の交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	(1)地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていない。	B	(1)認可基準条例第6条第2項
(2)入所した者に対する平等取扱の原則	1 児童福祉施設の設置者は、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	(1)入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。	A	(1)認可基準条例第10条
(3)虐待等の禁止	1 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1)入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。	A	(1)認可基準条例第11条
児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。 ・施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体が権利擁護の姿勢を持つ。	1 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加しているか。	(1)施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加していない。	B	(1)児童養護施設運営指針 (2)乳児院運営指針 (3)情緒障害児短期治療施設運営指針 (4)母子生活支援施設運営指針 (5)被措置児童等虐待対応ガイドライン
	3 いかなる場合においても体罰や子供の人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。 ・就業規則等の規定に体罰等の禁止を明記する。 ・体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を職員に修得させる。	1 就業規則等の規定に体罰等の禁止を明記しているか。 2 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を職員に修得させているか。	(1) 就業規則等の規定に体罰等の禁止を明記していない。 (1) 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を職員に修得させていない。	B	
	4 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。	1 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるか。	(1) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	A	
母子生活支援施設	5 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。	1 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応しているか。	(1) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応しているか。	A	
	6 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。 (省略) ・施設長や職員が母親や子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立する。	1 施設長や職員が母親と子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加しているか。	(1)施設長や職員が母親と子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加しているか。	B	(1)母子生活支援施設運営指針
	7 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止する。 ・就業規則等の規定に体罰の禁止や権利侵害の防止を明記する。 ・不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について具体例を示しながら、研修や話し合いを行い、不適切なかかわり行わないための援助技術を修得させる。	1 就業規則等の規定に体罰等の禁止を明記しているか。 2 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、不適切なかかわりを伴わない援助技術を職員に修得させているか。	(1) 就業規則等の規定に体罰等の禁止を明記していない。 (1) 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を職員に修得させていない。	B	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(4)衛生管理等	8 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底する。	1 母親や子どもに対して不適切な行為の禁止を周知するなど、良好な人間関係の構築を図っているか。	(1) 母親や子どもに対して不適切な行為の禁止を周知するなど、良好な人間関係の構築を図っていない。	B	(1)認可基準条例第13条第1項
	9 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。	1 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるか。	(1) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	A	
	1 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。	1 入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。	(1)入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めていない。	B	
	2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずよう努めなければならない。	1 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずよう努めているか。	(1)感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずよう努めていない。	B	
	3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	1 入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしているか。	(1)入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしていない。	A	
(5)給付金として支払を受けた金銭の管理	1 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準。以下「基準府令」という。)第12条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 ①当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 ②児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 ③児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 ④当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。	1 児童に係る金銭をその他の財産と区分しているか。 2 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。	(1)児童に係る金銭をその他の財産と区分しているか。 (1)児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていない。	A A	(1)認可基準条例第16条 (1)認可基準条例第16条
		3 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	(1)児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。	A	(1)認可基準条例第16条
		4 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させているか。	(1)当該児が対処した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていない。	A	(1)認可基準条例第16条
(6)秘密保持等	1 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	(1)児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしている。	A	(1)認可基準条例第19条第1項
	2 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1)職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	B	(1)認可基準条例第19条第2項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(7)苦情への対応等	1 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 【児童養護施設運営指針】【情緒障害児短期治療施設運営指針】 ①子どもが相談したり意見を述べたりしたいときに相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。 ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。 ・子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、内容をわかりやすい場所に掲示する。 ②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。 ・苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置)を整備する。 ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。 ③子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。 ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。 ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。 【母子生活支援施設運営指針】 ①母親と子どもが相談したり意見を述べたりしたいときに相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。 ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。 ・母親や子どもに十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にし、内容をわかりやすい場所に掲示する。 ②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。 ・苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置)を整備する。 ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。 ③母親と子どもからの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。 ・苦情や意見・提案に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。 ・苦情や意見を支援や施設運営の改善に反映させる。 ・子どもや保護者等の希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。 【乳児院運営指針】 ①保護者が相談したり意見を述べたりしたいときに相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、保護者に伝えるための取組を行う。 ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。 ・保護者(子ども)等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、内容をわかりやすい場所に掲示する。 ②苦情解決の仕組みを確立し、保護者に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。 ・苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置)を整備する。 ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。 ③保護者からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。 ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。 ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。 ・保護者(子ども)の希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。	1 入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 2 苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示しているか。	(1)入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じていない。 1 苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示していない。	B B	(1)認可基準条例第20条第1項 (1)児童養護施設運営指針 (2)乳児院運営指針 (3)情緒障害児短期治療施設運営指針 (4)母子生活支援施設運営指針

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(8)事故防止及び防犯の対策等 児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設	2 乳児院、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は前項の必要な措置として、苦情の構成的解決を図るために、その解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。	1 苦情の公正な解決を図るために、その解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させているか。	(1)苦情の公正な解決を図るために、その解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させていない。	B	(1)認可基準条例第20条第2項
	3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは児福法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1)市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	A	(1)認可基準条例第20条第3項
	4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。	1 運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めているか。	(1)運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めていない。	B	(1)認可基準条例第20条第4項
	1 児童福祉施設の設置者は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。 ①事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。 ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を整備し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。 (省略) ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。 ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。 ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。 ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。	1 児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に発生していないか。 2 定期的に施設及び設備の点検を行っているか。 3 事故発生対応マニュアル等を整備し、職員に周知しているか。 4 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行っているか。 5 安全確保・事故防止に関する研修を行っているか。	(1)児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に発生した。 (1)定期的に施設及び設備の点検を行っていない。 (1)事故発生対応マニュアル等を整備していない。 (2)事故発生対応マニュアルを整備しているが、職員に周知していない。 (1)子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行っていない。 (1)安全確保・事故防止に関する研修を行っていない。	A B B C B B	(1)認可基準条例第22条第1項 (2)児童養護施設運営指針 (3)乳児院運営指針 (4)情緒障害児短期治療施設運営指針
母子生活支援施設	2 【再掲】児童福祉施設の設置者は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。	1 母親と児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に発生していないか。	(1)児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に発生した。	A	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
	①事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。 ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を整備し、職員に周知するとともに、定期的に見直しを行う。 (省略) ③母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行うなど、安全確保のためのリスクを把握し対策を実施する。 ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。 ・災害や事故発生に備え、危険個所の点検や避難訓練を実施する。 ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、機械警備の設置や地域警察との連携を強化し、地域の関係機関等と連携を図る。 ④十分な夜間管理の体制を整備する。 ・年間を通じて24時間体制で、また職員は2名体制で夜間管理を行うことが望ましい。 ・緊急時に備えて夜間でも即応できる体制を構築する。 ・夜間警備強化のため機械警備(防犯カメラ、センサー式照明)を設置する。 ・不審者対策マニュアルを整備し、職員が共通理解を深める。	2 定期的に施設及び設備の点検を行っているか。	(1)定期的に施設及び設備の点検を行っていない。	B	(1)認可基準条例第22条第2項
		3 事故発生対応マニュアル等を整備し、職員に周知しているか。	(1)事故発生対応マニュアル等を整備していない。	B	
			(2)事故発生対応マニュアルを整備しているが、職員に周知していない。	C	
		4 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行っているか。	(1)母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行っていない。	B	
		5 安全確保・事故防止に関する研修を行っているか。	(1)安全確保・事故防止に関する研修を行っていない。	B	
		6 人員配置や機械警備、マニュアル等の整備により、夜間管理を徹底しているか。	(1)人員配置や機械警備、マニュアル等の整備により、夜間管理を徹底していない。	B	
	3 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1 当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	(1)当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡が行われていない。	A	
			(2)当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合に、速やかに、必要な措置を講じていない。	B	
	4 児童福祉施設等における児童の安全の確保について(雇児総発第402号)における別添2児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目及び別添3児童福祉施設(入所型)における点検項目に沿った必要な措置を講ずる必要がある。	1 必要な措置を講じるためのマニュアルを作成しているか。	(1)必要な措置を講じるためのマニュアルを作成していない。	C	
		2 マニュアル作成の他に措置を講じているか。	(1)マニュアル作成の他に措置を講じていない。	C	
	【再掲】①事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。 ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を整備し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。 (省略) ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。 ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。 ・災害や事故発生に備え、危険個所の点検や避難訓練を実施する。 ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。				(1)国通知(雇児総発第402号) (2)児童養護施設運営指針 (3)乳児院運営指針 (4)情緒障害児短期治療施設運営指針 (5)母子生活支援施設運営指針

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(9)利用者等への情報提供 児童養護施設	1 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。	1 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供しているか。	(1)子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供していない。	C	(1)児童養護施設運営指針
	2 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束事について、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。	1 入所時に、養育・支援の内容や施設での約束事について、子どもや保護者等にわかりやすく説明しているか。	(1)入所時に、養育・支援の内容や施設での約束事について、子どもや保護者等にわかりやすく説明していない。	C	(1)児童養護施設運営指針
	3 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図る。	1 入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めるなど、子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っているか。	(1)入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めるなど、子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っていない。	C	(1)児童養護施設運営指針
乳児院	4 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。	1 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供しているか。	(1)保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供していない。	C	(1)乳児院運営指針
	5 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束事について、保護者等にわかりやすく説明する。	1 入所時に、養育・支援の内容や施設での約束事について、保護者等にわかりやすく説明しているか。	(1)入所時に、養育・支援の内容や施設での約束事について、保護者等にわかりやすく説明していない。	C	(1)乳児院運営指針
児童心理治療施設	6 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行う。	1 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供しているか。	(1)子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供していない。	C	(1)情緒障害児短期治療施設運営指針
	7 入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束事について、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。	1 入所時に、治療・支援の内容や施設での約束事について、子どもや保護者等にわかりやすく説明しているか。	(1)入所時に、治療・支援の内容や施設での約束事について、子どもや保護者等にわかりやすく説明していない。	C	(1)情緒障害児短期治療施設運営指針
母子生活支援施設	8 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。	1 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供しているか。	(1) 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供していない。	C	(1)母子生活支援施設運営指針
	9 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束事について、母親と子ども等にわかりやすく説明する。	1 入所時に、支援の内容や施設での約束事について、母親と子ども等にわかりやすく説明しているか。	(1) 入所時に、支援の内容や施設での約束事について、母親と子ども等にわかりやすく説明していない。	C	(1)母子生活支援施設運営指針
(10)業務の質の評価 乳児院	1 乳児院の設置者は、法第37条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1 業務の質の評価を自ら行っているか。 2 定期的に外部の者による評価を受けているか。 3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表しているか。	(1)業務の質の評価を自ら行っていない。 2 定期的に外部の者による評価を受けていない。 3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表していない。	A B B	(1)認可基準条例第35条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
母子生活支援施設	2 母子生活支援施設の設置者は、法第38条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1 業務の質の評価を自ら行っているか。	(1)業務の質の評価を自ら行っていない。	A	(1)認可基準条例第44条
		2 定期的に外部の者による評価を受けているか。	2 定期的に外部の者による評価を受けていない。	B	
		3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表しているか。	3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表していない。	B	
児童養護施設	3 児童養護施設の設置者は、法第41条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1 業務の質の評価を自ら行っているか。	(1)業務の質の評価を自ら行っていない。	A	(1)認可基準条例第65条
		2 定期的に外部の者による評価を受けているか。	2 定期的に外部の者による評価を受けていない。	B	
		3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表しているか。	3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表していない。	B	
児童心理治療施設	4 児童心理治療施設の設置者は、法第43条の2に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1 業務の質の評価を自ら行っているか。	(1)業務の質の評価を自ら行っていない。	A	(1)認可基準条例第92条
		2 定期的に外部の者による評価を受けているか。	2 定期的に外部の者による評価を受けていない。	B	
		3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表しているか。	3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表していない。	B	
里親支援センター	5 里親支援センターの設置者は、法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1 業務の質の評価を自ら行っているか。	(1)業務の質の評価を自ら行っていない。	A	(1)認可基準条例第109条 (2)国通知(こ支家発185号)Ⅶ
		2 定期的に外部の者による評価を受けているか。	2 定期的に外部の者による評価を受けていない。	B	(1)認可基準条例第109条 (2)国通知(こ支家発185号)Ⅶ
		3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表しているか。	3 自ら行った業務の質の評価や、外部のものによる評価の結果を公表していない。	B	(1)認可基準条例第109条 (2)国通知(こ支家発185号)Ⅶ
(11)関係機関との連携 乳児院	1 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所等の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整を行わなければならない。	1 乳児院の長は、必要に応じ、関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整を行っているか。	(1)乳児院の長は、必要に応じ、関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整を行っていない。	A	(1)認可基準条例第36条
母子生活支援施設	2 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ、児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。	1 母子生活支援施設の長は、関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たっているか。	(1)母子生活支援施設の長が、関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たっていない。	A	(1)認可基準条例第43条
児童養護施設	3 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行わなければならない。	1 関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行っているか。	(1)関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行っていない。	A	(1)認可基準条例第64条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
児童心理治療施設	4 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行わなければならない。	1 関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行っているか。	(1)関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行っていない。	A	(1)認可基準条例第91条
児童家庭支援センター	5 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。	1 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、関係機関との連携・連絡調整を行っているか。	(1)児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、関係機関との連携・連絡調整を行っていない。	A	(1)国通知(こ支家197号)4(5)
里親支援センター	6 里親支援センターの長は、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じ、児童福祉施設、児童委員等の関係機関と密接に連携して里親等への支援に当たらなければならない。	1 関係機関と密接に連携して里親等への支援に当たっているか。	1 関係機関と密接に連携して里親等への支援に当たっていない。	A	(1)認可基準条例第110条 (2)国通知(こ支家発185号)IV
(12)事業の実施 児童家庭支援センター	1 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。	1 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時に、正当な理由なくこれを拒んでいないか。	(1)児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時に、正当な理由なくこれを拒んでいる。	A	(1)国通知(こ支家197号)5(7)
	2 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。	1 児童相談所から指導委託を受けた事例について、適正な指導を行い、児童相談所に報告するとともに、密接な連絡をとっているか。	(1)児童相談所から指導委託を受けた事例について、適正な指導を行い、児童相談所に報告するなど密接な連絡をとっていない。	A	(1)国通知(こ支家197号)5(8)
	3 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。 なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあっせんを行う。	1 相談を受けた場合に、適切な援助を行い、必要な場合は関係機関に通告またはあっせんを行っているか。	(1)相談を受けた場合に、適切な援助を行い、必要な場合に関係機関に通告またはあっせんを行っていない。	A	(1)国通知(こ支家197号)5(11)
	4 相談の実施に当たっては、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員、児童委員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。	1 相談の実施にあたり、各支援員等との連携を図り、「総合相談日」等を設ける等の配慮を行っているか。	(1)相談の実施にあたり、各支援員等との連携を図り、「総合相談日」等を設ける等の配慮を行っていない。	C	(1)国通知(こ支家197号)5(12)
(13)広報等 児童家庭支援センター	1 児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。 また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在をホームページ等により表示すること。	1 児童家庭支援センターの目的や利用方法等について、広報活動を積極的に行っているか。 2 その所在をホームページ等により表示しているか。	(1)児童家庭支援センターの目的や利用方法等について、広報活動を積極的に行っていない。 (1)その所在をホームページ等により表示していない。	B B	(1)国通知(こ支家197号)8 (1)国通知(こ支家197号)8
2 規程及び帳簿の整備 (1)重要事項に関する規程	1 児童福祉施設(保育所を除く。以下この条において同じ。)の設置者は、入所する者の援助に関する事項その他児童福祉施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。	1 入所する者の援助に関する事項その他児童福祉施設の管理に関する重要事項の規程を設けているか。	(1)入所する者の援助に関する事項その他児童福祉施設の管理に関する重要事項の規程を設けていない。	A	(1)認可基準条例第17条第1項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)事業計画・事業報告	1 児童養護施設運営指針及び児童養護施設運営ハンドブックに規定されている、各年度の事業計画を策定し、その実施状況の把握や評価・見直しを行うこと。	1 各年度の事業計画を策定しているか。	(1)各年度の事業計画を策定していない。	A	(1)児童養護施設運営指針 (2)児童養護施設運営ハンドブック
(3)就業規則等の整備	1 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。変更した場合においても同様とする。	1 常時10人以上の職員を使用する場合に、就業規則等を作成しているか。	(1)常時10人以上の職員を使用しているものの就業規則等を作成していない。	A	(1)労基法第89条
		2 常時10人以上の職員を使用する場合に、就業規則等の作成(変更)を、労働基準監督署に届け出ているか。	(1)常時10人以上の職員を使用する場合に、就業規則等の作成(変更)を、労働基準監督署に届け出ているか。	B	
(4)労使協定等	1 時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署に届け出なければならない。	1 時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署に届け出ているか。	(1)時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署に届け出ているか。	A	(1)労基法第36条
	2 職員に宿日直をさせる場合、労働基準法施行規則第23条の規定により労働基準監督署の許可を得ていれば、労働基準法第32条の規定にかかわらず宿直又は日直の業務に従事させることができる。 許可を得ていない場合は超過勤務手当の支給が必要となる。	1 宿直又は日直業務について、労働基準監督署の許可を得ているか。	(1)宿直又は日直業務について、労働基準監督署の許可を得ていない。	A	(1)労基法第41条第3号 (2)労基法施行規則第23条
		2 上記、就業規則、協定等が見やすい場所への掲示・備え付け、書面の交付等によって職員に周知されているか。	(1)上記、就業規則、協定等が見やすい場所への掲示・備え付け、書面の交付等によって職員に周知されていない。	A	(1)労基法第106条
(5)帳簿の整備	1 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	1 職員の名簿、履歴書、出勤簿、賃金台帳、業務分掌、会議録などの帳簿が整備されているか。	(1)職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していない。	B	(1)認可基準条例第18条
		2 資産台帳や出納簿、予算の状況などが明らかにされた帳簿が整備されているか。	(1)資産台帳や出納簿、予算の状況などが明らかにされた帳簿が整備されていない。	B	(1)認可基準条例第18条
		3 業務日誌、健康診断の記録などが明らかにされた帳簿が整備されているか。	(1)業務日誌、健康診断の記録などが明らかにされた帳簿が整備されていない。	B	(1)認可基準条例第18条
3 職員の状況					
(1)職員配置					
乳児院	1 乳児院(10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。)には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 ①小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 ②看護師 ③個別対応職員 ④家庭支援専門相談員 ⑤栄養士又は管理栄養士 ⑥調理員	1 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医を配置しているか。	(1)小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医を配置していない。	A	(1)認可基準条例第29条第1項
		2 看護師を配置しているか。	(1)看護師を配置していない。	A	(1)認可基準条例第29条第1項
		3 個別対応職員を配置しているか。	(1)個別対応職員を配置していない。	A	(1)認可基準条例第29条第1項
		4 家庭支援専門相談員を配置しているか。	(1)家庭支援専門相談員を配置していない。	A	(1)認可基準条例第29条第1項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
母子生活支援施設	2 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。 3 看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。 4 前項の規定による看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。 5 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。 6 乳児院(10人未満の乳幼児を入所させるものに限る。)には、次に掲げる職員を置かなければならない。 ①嘱託医 ②看護師 ③家庭支援専門相談員 ④調理員又はこれに代わる者 7 前項第2号に掲げる看護師の数は、7人以上とする。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。 8 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。 ①母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。) ②嘱託医 ③少年を指導する職員 ④調理員又はこれに代わる者	5 栄養士又は管理栄養士を配置しているか。 6 調理員を配置しているか。(調理業務の全部を委託する施設を除く。) 1 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置を配置しているか。 1 看護師を適切な人数配置しているか。 1 看護師を保育士又は児童指導員をもってこれに代える場合でも、看護師を適切に配置しているか。 1 20人以下の乳幼児を入所させる施設において、保育士を1人以上配置しているか。 1 嘱託医を配置しているか。 2 看護師を配置しているか。 3 家庭支援専門相談員を配置しているか。 4 調理員又はこれに代わる者を配置しているか。 1 看護師を適切な人数配置しているか。 1 母子支援員を配置しているか。 2 嘱託医を配置しているか。 3 少年を指導する職員を配置しているか。 4 調理員又はこれに代わる者を配置しているか。	(1)栄養士又は管理栄養士を配置していない。 (1)調理員を配置していない。(調理業務の全部を委託する施設を除く。) (1)心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合に、心理療法担当職員を配置していない。 (1)看護師を適切な人数配置していない。 (1)看護師を保育士又は児童指導員をもってこれに代える場合に、看護師を適切に配置していない。 (1)20人以下の乳幼児を入所させる施設において、保育士を1人以上配置していない。 (1)嘱託医を配置していない。 (1)看護師を配置していない。 (1)家庭支援専門相談員を配置していない。 (1)調理員又はこれに代わる者を配置していない。 (1)看護師を適切な人数配置していない。 (1)母子支援員を配置していない。 (1)嘱託医を配置していない。 (1)少年を指導する職員を配置していない。 (1)調理員又はこれに代わる者を配置していない。	A A A A A A A A A A A	(1)認可基準条例第29条第1項 (1)認可基準条例第29条第1項 (1)認可基準条例第29条第3項 (1)認可基準条例第29条第5項 (1)認可基準条例第29条第6項 (1)認可基準条例第29条第7項 (1)認可基準条例第30条第1項 (1)認可基準条例第30条第1項 (1)認可基準条例第30条第1項 (1)認可基準条例第30条第1項 (1)認可基準条例第30条第2項 (1)認可基準条例第38条第1項 (1)認可基準条例第38条第1項 (1)認可基準条例第38条第1項 (1)認可基準条例第38条第1項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
児童養護施設	9 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。	1 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子に心理療法を行う場合に、心理療法担当職員を配置しているか。	(1)心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子に心理療法を行う場合に、心理療法担当職員を配置していない。	A	(1)認可基準条例第38条第2項
	10 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。	1 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合に、個別対応職員を配置しているか。	(1)配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合に、個別対応職員を配置していない。	A	(1)認可基準条例第38条第4項
	11 母子支援員の数は、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上とする。	1 母子支援員の数を、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上配置しているか。	(1)母子支援員の数を、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上配置していない。	A	(1)認可基準条例第38条第5項
	12 少年を指導する職員の数は、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては、2人以上とする。	1 少年を指導する職員の数を、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設において、2人以上配置しているか。	(1)少年を指導する職員の数を、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設において、2人以上配置していない。	A	(1)認可基準条例第38条第6項
	13 保育所に準ずる設備を設けるときは、保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下回ってはならない。	1 保育所に準ずる設備を設けるときに、保育士を適切に配置しているか。	(1)保育所に準ずる設備を設けるときに、保育士を適切に配置していない。	A	(1)認可基準条例第42条
	14 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 ①児童指導員 ②嘱託医 ③保育士 ④個別対応職員 ⑤家庭支援専門相談員 ⑥栄養士又は管理栄養士 ⑦調理員 ⑧看護師(乳児が入所している施設に限る。)	1 児童指導員を配置しているか。 2 嘱託医を配置しているか。 3 保育士を配置しているか。 4 個別対応職員を配置しているか。 5 家庭支援専門相談員を配置しているか。 6 栄養士又は管理栄養士を配置しているか。(40人以下の児童を入所させる施設を除く。) 7 調理員を配置しているか。(調理業務の全部を委託する施設を除く。) 8 看護師(乳児が入所している施設に限る。)を配置しているか。	(1)児童指導員を配置していない。 (1)嘱託員医を配置していない。 (1)保育士を配置していない。 (1)個別対応職員を配置していない。 (1)家庭支援専門相談員を配置していない。 (1)栄養士又は管理栄養士を配置していない。(40人以下の児童を入所させる施設を除く。) (1)調理員を配置していない。(調理業務の全部を委託する施設を除く。) (1)看護師(乳児が入所している施設に限る。)を配置していない。	A A A A A A A A	(1)認可基準条例第58条第1項 (1)認可基準条例第58条第1項 (1)認可基準条例第58条第1項 (1)認可基準条例第58条第1項 (1)認可基準条例第58条第1項 (1)認可基準条例第58条第1項 (1)認可基準条例第58条第1項 (1)認可基準条例第58条第1項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
児童心理治療施設	15 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。	1 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合に、心理療法担当職員を配置しているか。	(1)心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合に、心理療法担当職員を配置していない。	A	(1)認可基準条例第58条第3項
	16 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。	1 実習設備を設けて職業指導を行う場合に、職業指導員を配置しているか。	(1)実習設備を設けて職業指導を行う場合に、職業指導員を配置していない。	A	(1)認可基準条例第58条第5項
	17 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。	1 児童指導員及び保育士を適切に配置しているか。	(1)児童指導員及び保育士を適切に配置していない。	A	(1)認可基準条例第58条第6項
	18 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。	1 看護師を適切に配置しているか。	(1)看護師を適切に配置していない。	A	(1)認可基準条例第58条第7項
	19 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。	1 児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせているか。	(1)児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせていない。	A	(1)認可基準条例第63条
	20 地域小規模児童養護施設は、地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人、及びその他の職員(非常勤可)を置くこと。	1 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人、及びその他の職員(非常勤可)を置いているか。	(1)地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人、及びその他の職員(非常勤可)を置いていない。	A	(1)国通知(児発489号)6
	20 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 ①医師 ②心理療法担当職員 ③児童指導員 ④保育士 ⑤看護師 ⑥個別対応職員 ⑦家庭支援専門相談員 ⑧栄養士又は管理栄養士 ⑨調理員	1 医師を配置しているか。 2 心理療法担当職員を配置しているか。 3 児童指導員を配置しているか。 4 保育士を配置しているか。 5 看護師を配置しているか。 6 個別対応職員を配置しているか。 7 家庭支援専門相談員を配置しているか。 8 栄養士又は管理栄養士を配置しているか。 9 調理員を配置しているか。(調理業務の全部を委託する施設を除く。)	(1)医師を配置していない。 (1)心理療法担当職員を配置していない。 (1)児童指導員を配置していない。 (1)保育士を配置していない。 (1)看護師を配置していない。 (1)個別対応職員を配置していない。 (1)家庭支援専門相談員を配置していない。 (1)栄養士又は管理栄養士を配置していない。 (1)調理員を配置していない。(調理業務の全部を委託する施設を除く。)	A A A A A A A A A	(1)認可基準条例第88条第1項 (1)認可基準条例第88条第1項 (1)認可基準条例第88条第1項 (1)認可基準条例第88条第1項 (1)認可基準条例第88条第1項 (1)認可基準条例第88条第1項 (1)認可基準条例第88条第1項 (1)認可基準条例第88条第1項 (1)認可基準条例第88条第1項
	21 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。	1 心理療法担当職員を適切に配置しているか。	(1)心理療法担当職員を適切に配置していない。	A	(1)認可基準条例第88条第5項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
児童家庭支援センター	22 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、概ね児童4.5人につき1人以上とする。	1 児童指導員及び保育士を適切に配置しているか。	(1)児童指導員及び保育士を適切に配置していない。	A	(1)認可基準条例第88条第6項
	23 児童心理治療施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。	1 児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせているか。	(1)児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせていない。	A	(1)認可基準条例第92条
	24 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。	1 法第44条の2第1項に規定する業務を担当する職員を置いているか。	(1)法第44条の2第1項に規定する業務を担当する職員を置いていない。	A	(1)認可基準条例第103条第1項 (2)事業実施要綱第9条 (3)国通知(こ支家197号)6(1)
	25 事業者はセンターの運営管理者を定めるとともに、次の職員を配置しなければならない。 ①相談・支援担当職員2名 ②心理療法担当職員1名	1 運営管理者を定めているか 2 相談・支援担当職員及び心理療法担当職員を適正に配置しているか。	(1)運営管理者を定めていない。 (1)相談・支援担当職員及び心理療法担当職員を適正に配置していない。	A A	(1)事業実施要綱第9条 (2)国通知(こ支家197号)6(1) (1)事業実施要綱第9条 (2)国通知(こ支家197号)6(1)
	26 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。	1 里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置いているか。	(1)里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置いていない。	A	(1)認可基準条例第106条第1項 (2)国通知(こ支家181号)4
(2)職員の資格保有 乳児院	1 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 【法第13条第3項各号】 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定める者 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、内閣府令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの 四 医師 五 社会福祉士 六 精神保健福祉士 七 公認心理師 八 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの 九 第二号から前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの	1 家庭支援専門相談員が、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者であるか。	(1)家庭支援専門相談員が、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者でない、また、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でない。	A	(1)認可基準条例第29条第2項 (2)児福法第13条第3項 (3)児福祉法施行規則第6条 (4)児福祉法施行規則第5条の3 (5)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条 (6)精神保健福祉士法施行規則第2条 (7)告示第130号

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	【法第13条第3項第9号の内閣府令で定めるもの】 法第十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下この条において「相談援助業務」という。)に従事したもの 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの 四 社会福祉士となる資格を有する者(法第十三条第三項第四号の二に規定する者を除く。) 五 精神保健福祉士となる資格を有する者(法第十三条第三項第五号に規定する者を除く。) 六 公認心理師となる資格を有する者(法第十三条第三項第六号に規定する者を除く。) 七 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、こども家庭庁長官が定める講習会(次号から第十号まで及び第十三号において「指定講習会」という。)の課程を修了したもの 八 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの 九 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの 十 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの 十一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあつては一年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの 十二 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が三年以上である者であつて、こども家庭庁長官が定める講習会の課程を修了したもの イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間 十三 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者(前号に規定する者を除く。)であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの 十四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの 【指定施設の定義】 法第十三条第三項第三号に規定する内閣府令で定める施設(次条において「指定施設」という。))は、次のとおりとする。 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七条第四号の厚生労働省令で定める施設 二 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七条第四号の厚生労働省令で定める施設(前号に掲げる施設を除く。) 三 前二号に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設				

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	【社会福祉士及び介護福祉士法の厚生労働省令で定める施設】 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)の規定により設置される保健所 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設 三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院及び診療所 四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)に規定する精神保健福祉センター 六 生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)に規定する救護施設及び更生施設 七 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所 八 削除 九 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者更生相談所 十 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に規定する母子・父子福祉センター 十二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設 十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設 【精神保健福祉士法の厚生労働省令で定める指定施設】 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一 精神科病院 二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者を除く。)をいう。以下同じ。))に対してサービスを提供する部署に限る。)) 三 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)に規定する保健所又は市町村保健センター 四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く。)又は障害児相談支援事業を行う施設、児童自立支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)) 五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令(昭和三十三条政令第三百二十六号)第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)) 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター 七 生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)) 八 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。))				

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等																														
	九 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。) 十 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。) 十一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する地域包括支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。) 十二 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)に規定する保護観察所又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に規定する更生保護施設 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。) 十三 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)に規定する発達障害者支援センター (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。) 十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。) 十五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。) 【指定講習会の定義】 児童福祉法第十三条第三項第五八号のこども家庭庁長官が定める講習会 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第三項第五号の規定に基づき、児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。 児童福祉法第十三条第三項第五八号のこども家庭庁長官が定める講習会 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第三項第五八号のこども家庭庁長官が定める講習会は、次の条件を満たすものとする。 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。 二 講義及び演習により行うものであること。 三 修業期間は、おおむね一月以内であること。 四 講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。 別表 <table><tr><th>区分</th><th>科目</th><th>時間</th></tr><tr><td rowspan="13">講義及び演習</td><td>児童の権利擁護</td><td>一・五</td></tr><tr><td>児童家庭福祉における倫理的配慮</td><td>一・五</td></tr><tr><td>児童家庭相談援助制度及び実施体制</td><td>一・五</td></tr><tr><td>児童の成長・発達と生育環境</td><td>三・〇</td></tr><tr><td>ソーシャルワークの基本</td><td>一・五</td></tr><tr><td>児童家庭支援のためのケースマネジメントの基本</td><td>四・五</td></tr><tr><td>児童相談所における方針決定の過程</td><td>一・五</td></tr><tr><td>社会的養護における自立支援</td><td>三・〇</td></tr><tr><td>関係機関との連携・協働と在宅支援</td><td>三・〇</td></tr><tr><td>行政権限の行使と司法手続</td><td>一・五</td></tr><tr><td>児童虐待への対応の基本</td><td>四・五</td></tr><tr><td>少年非行への対応の基本</td><td>一・五</td></tr><tr><td>障害相談・支援の基本</td><td>一・五</td></tr></table>	区分	科目	時間	講義及び演習	児童の権利擁護	一・五	児童家庭福祉における倫理的配慮	一・五	児童家庭相談援助制度及び実施体制	一・五	児童の成長・発達と生育環境	三・〇	ソーシャルワークの基本	一・五	児童家庭支援のためのケースマネジメントの基本	四・五	児童相談所における方針決定の過程	一・五	社会的養護における自立支援	三・〇	関係機関との連携・協働と在宅支援	三・〇	行政権限の行使と司法手続	一・五	児童虐待への対応の基本	四・五	少年非行への対応の基本	一・五	障害相談・支援の基本	一・五				
区分	科目	時間																																	
講義及び演習	児童の権利擁護	一・五																																	
	児童家庭福祉における倫理的配慮	一・五																																	
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	一・五																																	
	児童の成長・発達と生育環境	三・〇																																	
	ソーシャルワークの基本	一・五																																	
	児童家庭支援のためのケースマネジメントの基本	四・五																																	
	児童相談所における方針決定の過程	一・五																																	
	社会的養護における自立支援	三・〇																																	
	関係機関との連携・協働と在宅支援	三・〇																																	
	行政権限の行使と司法手続	一・五																																	
	児童虐待への対応の基本	四・五																																	
	少年非行への対応の基本	一・五																																	
	障害相談・支援の基本	一・五																																	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
母子生活支援施設	2 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 3 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ①小児保健に関して学識経験を有する医師 ②社会福祉士の資格を有する者 ③児童福祉法施行規則第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者 ④乳児院の職員として3年以上勤務した者 ⑤市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの。 ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 4 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質向上のため、基準府令第22条の2第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。 【こども家庭庁長官が指定する研修の定義】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第22条の2第1項、第2項に定める研修を行うこども家庭庁長官が指定する者を、次のとおり指定する。（指定告示） ① 乳児院の長に係る研修にあつては、全国乳児福祉協議会 【こども家庭庁長官が指定する講習会の定義】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第22条の2でこども家庭庁長官が指定する講習会として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を指定する。（指定告示） 5 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。 ①精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師 ②社会福祉士の資格を有する者 ③こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ④母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者 ⑤市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めるものであって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第27条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の過程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては相談援助業務に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）	1 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。 1 乳児院の長が、必要な資格を有し、又は要件を満たし、必要な研修を受けた者で、乳児院を適切に運営する能力を有する者であるか。 1 乳児院の長は、その資質向上のための研修を受けているか。 1 母子生活支援施設の長が、必要な資格を有し、又は要件を満たし、必要な研修を受けた者で、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有する者であるか。	(1)心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でない。 (1)乳児院の長が、必要な資格を有していない、又は要件を満たしていない、又は必要な研修を受けた者でなく、乳児院を適切に運営する能力を有する者でない。 (1)乳児院の長が、やむを得ない理由なく、その資質向上のための研修を受けていない。 (1)母子生活支援施設の長が、必要な資格を有していない、又は要件を満たしていない、又は必要な研修を受けた者でなく、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有する者でない。	A A A A	(1)認可基準条例第29条第4項 (1)認可基準条例第31条第1項 (2)国通知(雇児発0901第1号) (1)認可基準条例第31条第2項 (2)国通知(雇児発0901第1号) (1)認可基準条例第39条第1項 (2)国通知(雇児発0901第1号)

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
児童養護施設	6 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質向上のため、基準府令第27条の2第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。 【こども家庭庁長官が指定する研修の定義】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条の2第1項、第2項に定める研修を行う厚生労働大臣が指定する者を、次のとおり指定する。(指定告示) ② 母子生活支援施設の長に係る研修にあつては、全国母子生活支援施設協議会 【こども家庭庁長官が指定する講習会の定義】 乳児院の長の要件の記載と同じ 7 母子支援員は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ①基準府令第28条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。) ②保育士の資格を有する者 ③社会福祉士の資格を有する者 ④精神保健福祉士の資格を有する者 ⑤こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ⑥学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の過程による12年の学校教育を修了した者(通常の過程以外の過程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの 8 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 【法第13条第3項各号】 P13記載の要件と同じ 【法第13条第3項第9号の内閣府令で定めるもの】 P13記載の要件と同じ 【指定施設の定義】 P14記載の要件と同じ 【社会福祉士及び介護福祉士法の厚生労働省令で定める施設】 P14記載の要件と同じ 【精神保健福祉士法の厚生労働省令で定める指定施設】 P15記載の要件と同じ 【指定講習会の定義】 P16記載の要件と同じ 9 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	1 母子生活支援施設の長は、その資質向上のための研修を受けているか。 1 母子支援員は必要な資格を有している者若しくは必要な要件を満たしたものか。 1 家庭支援専門相談員が、児童養護施設において児童の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者であるか。 1 心理療法担当職員が、必要な要件を満たしているか。	(1)母子生活支援施設の長が、その資質向上のための研修を受けていない。 (1)母子支援員が必要な資格を有していない若しくは必要な要件を満たしていない。 (1)家庭支援専門相談員が、児童養護施設において児童の養育に5年以上従事した者でない、また、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でない。 (1)心理療法担当職員が、必要な要件を満たしていない。	A A A A	(1)認可基準条例第39条第2項 (2)国通知(雇児発0901第1号) (1)認可基準条例第40条 (1)認可基準条例第58条第2項 (2)児福法第13条第3項 (3)児福法施行規則第6条 (4)児福法施行規則第5条の3 (5)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条 (6)精神保健福祉士法施行規則第2条 (7)告示第130号 (1)認可基準条例第58条第4項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	10 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第42条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ①精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師 ②社会福祉士の資格を有する者 ③こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ④児童養護施設の職員として3年以上勤務した者 ⑤市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第42条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の過程を修了したもの。 ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。) 11 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準府令第42条の2第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。 【こども家庭庁長官が指定する研修の定義】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条の2第1項、第2項に定める研修を行うこども家庭庁長官が指定する者を、次のとおり指定する。(指定告示) ③ 児童養護施設の長に係る研修にあつては、全国児童養護施設協議会 【こども家庭庁長官が指定する講習会の定義】 乳児院の長の要件の記載と同じ 12 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ①基準府令第43条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③精神保健福祉士の資格を有する者 ④こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ⑤学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。次号について同じ。)の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を収めて卒業した者 ⑥学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑦学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の過程による12年の学校教育を修了した者(通常の過程以外の過程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの ⑩学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中東教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、市長が適当と認めたもの ⑪3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの	1 児童養護施設の長は、児童養護施設を適切に運営する能力を有する者であるか。 1 児童養護施設の長は、その資質向上のための研修を受けているか。 1 児童指導員は必要な資格を有している者若しくは必要な要件を満たしたものか。	(1)児童養護施設の長が、児童養護施設を適切に運営する能力を有する者でない。 (1)児童養護施設の長が、その資質向上のための研修を受けていない。 (1)児童指導員が必要な資格を有していない若しくは必要な要件を満たしていない。	A A A	(1)認可基準条例第59条第1項 (2)国通知(雇児発0901第1号) (1)認可基準条例第59条第2項 (2)国通知(雇児発0901第1号) (1)認可基準条例第60条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
児童心理治療施設	13 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 14 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。 15 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 【法第13条第3項各号】 P13記載の要件と同じ 【法第13条第3項第9号の内閣府令で定めるもの】 P13記載の要件と同じ 【指定施設の定義】 P14記載の要件と同じ 【社会福祉士及び介護福祉士法の厚生労働省令で定める施設】 P14記載の要件と同じ 【精神保健福祉士法の厚生労働省令で定める指定施設】 P15記載の要件と同じ 【指定講習会の定義】 P16記載の要件と同じ 16 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第74条第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で見識が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ①精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師 ②社会福祉士の資格を有する者 ③こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ④児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者 ⑤市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第74条第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の過程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)	1 医師が、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者であるか。 1 心理療法担当職員が、必要な要件を満たしているか。 1 家庭支援専門相談員が、必要な資格を有する者若しくは必要な要件を満たしているか。 1 児童心理治療施設の長は、児童養護施設を適切に運営する能力を有する者であるか。	(1)医師が、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でない。 (1)心理療法担当職員が、必要な要件を満たしていない。 (1)家庭支援専門相談員が、必要な資格を有する者若しくは必要な要件を満たしていない。 (1)児童心理治療施設の長が、児童養護施設を適切に運営する能力を有する者でない。	A A A A	(1)認可基準条例第88条第2項 (1)認可基準条例第88条第3項 (2)児福法第13条第3項 (3)児福法施行規則第6条 (4)児福法施行規則第5条の3 (5)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条 (6)精神保健福祉士法施行規則第2条 (7)告示第130号 (1)認可基準条例第88条第4項 (1)認可基準条例第89条第1項 (2)国通知(雇児発0901第1号)

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
児童家庭支援センター	17 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資格の向上のため、基準府令第74条第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。 【こども家庭庁長官が指定する研修の定義】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条の2第1項、第2項に定める研修を行うこども家庭庁長官が指定する者を、次のとおり指定する。(指定告示) ④ 情緒障害児短期治療施設(現児童心理治療施設)の長に係る研修にあっては、全国情緒障害児短期治療施設協議会(現 全国児童心理治療施設協議会) 【こども家庭庁長官が指定する講習会の定義】 家庭支援専門相談員の要件の記載と同じ	1 児童心理治療施設の長は、その資質向上のための研修を受けているか。	(1)児童心理治療施設の長が、その資質向上のための研修を受けていない。	A	(1)認可基準条例第89条第2項 (2)国通知(雇児発0901第1号)
	18 支援を担当する職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 【法第13条第3項各号】 P13記載の要件と同じ 【法第13条第3項第9号の内閣府令で定めるもの】 P13記載の要件と同じ 【指定施設の定義】 P14記載の要件と同じ 【社会福祉士及び介護福祉士法の厚生労働省令で定める施設】 P14記載の要件と同じ 【精神保健福祉士法の厚生労働省令で定める指定施設】 P15記載の要件と同じ 【指定講習会の定義】 P16記載の要件と同じ				
里親支援センター	19 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務に関して十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ①法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 ②里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ③市長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者 【法第13条第3項各号】 P13記載の要件と同じ 【法第13条第3項第9号の内閣府令で定めるもの】 P13記載の要件と同じ 【指定施設の定義】 P14記載の要件と同じ 【社会福祉士及び介護福祉士法の厚生労働省令で定める施設】 P14記載の要件と同じ 【精神保健福祉士法の厚生労働省令で定める指定施設】 P15記載の要件と同じ	1 里親支援センターの長が必要な要件を満たしているか	(1)里親支援センターの長が必要な要件を満たしていない。	A	(1)認可基準条例第107条第1項 (2)児福法第13条第3項 (3)児福法施行規則第6条 (4)児福法施行規則第5条の3 (5)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条 (6)精神保健福祉士法施行規則第2条 (7)告示第130号 (8)国通知(こ支家181号)4

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	【指定講習会の定義】 P16記載の要件と同じ 20 里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ① 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 ② 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ③ 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者 【法第13条第3項各号】 P13記載の要件と同じ 【法第13条第3項第9号の内閣府令で定めるもの】 P13記載の要件と同じ 【指定施設の定義】 P14記載の要件と同じ 【社会福祉士及び介護福祉士法の厚生労働省令で定める施設】 P14記載の要件と同じ 【精神保健福祉士法の厚生労働省令で定める指定施設】 P15記載の要件と同じ 【指定講習会の定義】 P16記載の要件と同じ	1 里親支援センターの職員が必要な要件を満たしているか	(1)里親支援センターの職員が必要な要件を満たしていない。	A	(1)認可基準条例第106条第2項から第4項 (2)児福法第13条第3項 (3)児福法施行規則第6条 (4)児福法施行規則第5条の3 (5)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条 (6)精神保健福祉士法施行規則第2条 (7)告示第130号 (8)国通知(こ支家181号)4
(3)労働条件の明示	1 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 使用者が法第15条第1項後段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第1号の2に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第4号の2から第11号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。 ・労働契約の期間に関する事項 ・有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ・就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ・始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ・賃金(退職手当及び第5号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。)など	1 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しているか。	(1)労働契約の定型に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示していない。 (2)労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件の明示が不十分である。	A B	(1)労働基準法第15条第1項 (2)労基法施行規則第5条第1項から第4項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(4)職員給与等の状況	使用者は、法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払はなければならない。 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。 最低賃金は、神奈川県における最低賃金を適用する。	1 労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているか。	(1)労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていない。	A	(1)最低賃金法第4条第1項、第2項
(5)社会保険の加入	1 健康保険と厚生年金保険は、常時5人以上の従業員を使用する事業所に適用となり、雇用保険と労働者災害補償保険は、労働者を雇用又は使用する事業所に適用となるものであるため、当該事業所に使用される者は、法令に定める者を除き、被保険者となるものである。	1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入しているか。	(1)健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入していない。	A	(1)健康保険法第3条第3項第1号 (2)厚生年金保険法第6条第1項第1号、第12条 (3)雇用保険法第5条第1項、第6条 (4)労働者災害保険法第3条第1項
(6)職員の確保と定着化	1 社会福祉事業等を経営する者は、法第89条第2項第2号に規定する措置の内容(社会福祉事業等を経営する者が行う、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。))及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内容に関する事項)に即した措置を講ずるように努めなければならない。	1 職員の計画的な採用に努めているか。 2 労働条件の改善等に配慮し、職員の定着促進及び離職防止に努めているか。	(1)職員の計画的な採用に努めていない。 (1)当年度に施設長、常勤保育士等が複数人離職し、運営に支障が生じるなど、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。 (2)前年度に、施設長、常勤保育士の半数以上が離職し、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。 (3)前年度に施設長、常勤保育士の半数以上が離職し、かつ運営に支障が生じるなど、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。	A AB A	(1)社会福祉法第90条第1項 (1)児福指導監査要綱別紙1の2の(2)の第2の2の(3)
(7)安全衛生管理体制	1 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定まる資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。 法第12条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。 2 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。 法第13条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上を使用する事業場とする。	1 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が選任され、労働基準監督署に届け出られているか。 1 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医が選任され、労働基準監督署に届け出られているか。	(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が選任され、労働基準監督署に届け出られていない。 (1)常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医が選任され、労働基準監督署に届け出られていない。	B B	(1)安衛法第12条第1項 (2)安衛法施行令第4条 (3)安衛則第7条第2項 (1)安衛法第13条第1項 (2)安衛法施行令第5条 (3)安衛則第13条第2項
(8)雇用管理上の措置等	1 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	1 労働者の就業環境が害されることがないよう、当該労働者からの相談に応じているか。	(1)労働者の就業環境が害されることがないよう、相談に応じていない。	A	(1)労働施策総合推進法第30条の2

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(9)職員の健康診断	1 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。	2 労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じているか。 1 常時使用する職員について、雇入時健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。 2 常時使用する職員について、定期健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。 3 上記健康診断の結果を記録しているか。	(1)労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じていない。 (1)雇入時健康診断を適切に実施していない。 (1)定期健康診断を適切に実施していない。 (1)上記健康診断の結果を記録していない。	B B B	(1)労働施策総合推進法律第30条の2 (1)認可基準条例第15条第4項 (2)安衛法第66条、第66条の3 (3)安衛則第43条、第44条 (1)認可基準条例第15条第4項 (2)安衛法第66条、第66条の3 (3)安衛則第43条、第44条 (1)認可基準条例第15条第4項 (2)安衛法第66条、第66条の3 (3)安衛則第43条、第44条
(10)職員研修	1 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。 2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	1 職員が常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。 1 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	(1)職員が常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めていない。 (1)職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していない。	B A	(1)認可基準条例第8条第1項 (1)認可基準条例第8条第2項
4 施設・設備の状況 (1)設備基準の遵守 乳児院	1 乳児院(10人以上の乳幼児を入所させる乳児院に限る。)の設備の基準は次のとおりとする。 ①寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 ②寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。(H25.4.1に現に存する乳児院(H23.6.17以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。))の寝室の面積は乳幼児1人につき1.65平方メートル以上とする経過措置の適用がある場合、1.65平方メートル以上) ③観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。 2 乳児院(10人未満の乳幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は次のとおりとする。 ①乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。 ②乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室について9.91平方メートル以上で、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。	1 認可基準条例に定められた設備を有しているか。 2 各寝室、観察室の面積が基準を満たしているか。	(1)認可基準条例に定められた設備を有していない。 (1)各寝室、観察室の面積が基準を満たしていない。	A A	(1)認可基準条例第27条、第28条 (1)認可基準条例第27条、第28条
母子生活支援施設	3 母子生活支援施設の設備の基準は次のとおりとする。 ①母子室、相談室及び集会、学習等を行う室を設けること。 ②母子室は、1世帯につき1室以上とし、調理設備、浴室及び便所を設けること。 ③母子室の面積は、30平方メートル以上とすること。(H25.4.1に現に存する母子生活支援施設(H23.6.17以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。))の母子室の面積はおおむね1人につき3.3平方メートル以上とする。 ④乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。保育所に準ずる設備を設けるときは、認可基準条例第5章の規定を準用する。 ⑤30人未満の乳幼児を入所させる母子生活支援施設にあっては静養室を、30人以上の乳幼児を入所させる母子生活支援施設にあっては医務室及び静養室を設けること。	1 認可基準条例に定められた設備を有しているか。 2 母子室の面積が基準を満たしているか。	(1)認可基準条例に定められた設備を有していない。 (1)母子室の面積が基準を満たしていない。	A A	(1)認可基準条例第37条 (1)認可基準条例第37条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
児童養護施設	4 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ①児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 ②児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。(H25.4.1に現に存する児童養護施設(H23.6.17以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。))の児童の居室の1室の定員及びその面積は、15人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。 ③入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。 ④便所は男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。 ⑤30人以上の児童を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。 ⑥入所している児童の年齢、適正等に応じて職業指導に必要な設備を設けること。 ⑦地域小規模児童養護施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとし、定員及び設備等は次のとおりとすること。 ア 定員 (ア) 本体施設とは別に4人～6人の範囲で設定するものとし、現員は定員と比較して1人を超えて下回らないようにすること(ただし、指定の直後はこの限りでない。) イ 設備等 (ア) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。 (イ) 個々の入所している子どもの居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上(幼児については3.3㎡以上)とすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。なお、原則として、一居室当たり2人までとすること。 (ウ) 居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有していること。 (エ)保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。	1 認可基準条例に定められた設備を有しているか。 2 児童の居室の面積が基準を満たしているか。 3 地域小規模児童養護施設の定員が基準を満たしている。 4 地域小規模児童養護施設の設備等が基準を満たしている。	(1)認可基準条例に定められた設備を有していない。 (1)児童の居室の面積が基準を満たしていない。 (1)地域小規模児童養護施設の定員が基準を満たしていない。 (1)地域小規模児童養護施設の設備等が基準を満たしていない。	A A A A	(1)認可基準条例第57条 (1)認可基準条例第57条 (1)国通知(児発489号)第4、第7 (1)国通知(児発489号)第5、第7
児童心理治療施設	5 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ①児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。 ②児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。 ③男子と女子の居室は、別にすること。 ④便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。	1 認可基準条例に定められた設備を有しているか。 2 児童の居室の面積が基準を満たしているか。	(1)認可基準条例に定められた設備を有していない。 (1)児童の居室の面積が基準を満たしていない。	A A	(1)認可基準条例第87条 (1)認可基準条例第87条
児童家庭支援センター	6 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。 7 事業者は、センターにおいて次の設備を設けなければならない。ただし、附置されている児童入所施設の入所児の処遇及び当該施設の運営上支障がない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。 ①相談室・プレイルーム ②事務室 ③その他必要な設備	1 相談室を設けているか。 1 プレイルームを設けているか。 2 事務室を設けているか。 3 その他必要な設備を設けているか。	(1)相談室を設けていない。 (1)プレイルームを設けていない。 (1)事務室を設けていない。 (1)その他必要な設備を設けていない。	A A A A	(1)認可基準条例第102条 (1)事業実施要綱第8条 (2)国通知(こ支家197号)7(1) (1)事業実施要綱第8条 (2)国通知(こ支家197号)7(1) (1)事業実施要綱第8条 (2)国通知(こ支家197号)7(1)
里親支援センター	8 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他里親支援センターの事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。 ただし、児童福祉施設、その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。また、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。	1 事務室を設けているか。 2 相談室等を設けているか。 3 その他必要な設備を設けているか。	(1)事務室を設けていない。 (1)相談室等を設けていない。 (1)その他必要な設備を設けていない。	A A A	(1)認可基準条例第105条 (2)国通知(こ支家181号)3 (1)認可基準条例第105条 (2)国通知(こ支家181号)3 (1)認可基準条例第105条 (2)国通知(こ支家181号)3

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)施設・設備の安全・衛生	1 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な配慮を払って設けられなければならない。 2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上の必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。 3 簡易専用水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準(水槽の有効容量の合計が10立方メートル)以下のものを除く。)の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 ・水槽の掃除を毎年一回以上、定期に行うこと。他 4 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。	1 施設の構造設備が入所している者の保健衛生・危害防止に十分配慮されているか。 1 飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。 1 有効容量10立方メートルを超える貯水槽を使用している場合には、水槽の掃除を毎年一回以上、行っているか。 1 有効容量10立方メートルを超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽等の管理について、検査を毎年一回以上受けているか。	(1)施設の構造設備が入所している者の保健衛生・危害防止に配慮されておらず、早急な改善を要する。 (2)施設の構造設備が入所している者の保健衛生・危害防止に十分配慮されているとまではいえず、改善を要する。 (1)飲用に供する水について、衛生的な管理に努めていない。 (1)有効容量10立方メートルを超える貯水槽を毎年一回以上、行っていない。 (1)有効容量10立方メートルを超える貯水槽を使用している場合に、当該貯水槽等の管理について、検査を毎年一回以上受けていない。	A B A A B	(1)認可基準条例第6条第5項 (1)認可基準条例第6条第5項 (1)認可基準条例第13条第1項 (1)水道法第34条の2第1項 (2)水道法施行規則第55条 (1)水道法第34条の2第2項 (2)水道法施行規則第56条第1項
(3)施設の害虫駆除	1 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。	1 ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じているか。	(1)ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じていない。	B	(1)安衛則第619条第2号
(4)施設内の受動喫煙の防止	1 社会福祉施設の管理権原者は、当該施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。 社会福祉施設の管理権原者は、当該施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。 上記のほか、社会福祉施設の管理権原者は、当該施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。	1 管理する施設について、禁煙の受動喫煙を防止するために必要な措置を講じているか。	(1)管理する施設について、禁煙の受動喫煙を防止するために必要な措置を講じていない。	B	(1)健康増進法第30条第1項、第2項、第4項
5 非常災害対策					
(1)防火管理者	1 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。))その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。	1 防火管理者を選任しているか。 2 防火管理者の選任を消防署に届け出ているか。	(1)防火管理者を選任していない。 (1)防火管理者の選任を消防署に届け出ているか。	A B	(1)消防法第8条第1項 (1)消防法第8条第2項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)消防計画等	1 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。 2 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	1 消防計画を作成しているか。 2 消防計画の作成、変更があった場合に、消防署に届け出ているか。 1 地震、風水害その他の非常災害に対する計画が作成されているか。	(1)消防計画を作成していない。 (1)消防計画の作成、変更があったものの、消防署に届け出していない。 (1)地震、風水害その他の非常災害に対する計画が作成されていない。	A B B	(1)消防法施行規則第3条第1項 (1)消防法施行規則第3条第1項 (1)認可基準条例第21条第1項
(3)避難・消火訓練等	1 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。【再掲】 2 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。 3 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。 4 消防訓練を実施する場合は消防訓練実施計画報告書(第18号様式)により、その実施結果については消防訓練実施結果報告書(第19号様式)により、報告するよう指導するものとする。	1 消火、通報及び避難訓練を行っているか。 1 避難及び消火訓練を年2回以上行っているか。 1 避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回行っているか。 1 避難及び消火訓練を実施する場合に、消防機関に少なくとも1回は報告しているか。	1 消火、通報及び避難訓練を行っていない。 (1)避難及び消火訓練を年2回以上行っていない。 (1)避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回行っていない。 (1)避難及び消火訓練を実施する場合に、消防機関に1回も報告していない。	A A B B	(1)消防法第8条第1項 (1)消防法施行規則第3条第10項 (1)認可基準条例第21条第2項 (1)川崎市防火管理等に関する規程第26条
(4)消防用設備	1 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。【再掲】	1 消火器等の消火用具が設置されているか。 2 非常口その他非常災害に必要な設備が設けられているか。	(1)消火器等の消火用具が設置されていない。 (2)消火器等の消火用具が設置されていても使用できる状態にない。 (1)非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていない。 (2)非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていても使用できる状態にない。	A B A B	(1)認可基準条例第21条第1項 (1)認可基準条例第21条第1項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(5)避難確保計画	2 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。 1 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。	1 消防用設備について、定期に、点検(自主点検を含む)及び消防署への報告を行っているか。 1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者が、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しているか。 1 避難確保計画を作成したときに、遅滞なく、これを市に報告しているか。これを変更したときも、報告しているか。 1 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っているか。 2 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練の結果を市町村長に報告しているか。	(1)消防用設備について、定期に、点検(自主点検を含む)及び消防署への報告を行っていない。 (1)市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者が、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成していない。 (1)避難確保計画を作成したときに、遅滞なく、これを市に報告していない。これを変更したときも、報告していない。 (1)避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っていない。 2 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練の結果を市町村長に報告していない。	B A B B C	(1)消防法第17条の3の3 (1)水防法第15条の3第1項 (2)土砂災害防止法第8条の2第1項 (1)水防法第15条の3第2項 (2)土砂災害防止法第8条の2第2項 (1)水防法第15条の3第5項 (2)土砂災害防止法第8条の2第5項
(6)防災備蓄 児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設 母子生活支援施設	1 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。 (省略) ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。 2 災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行う。 (省略) ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。	1 災害発生に備えて、食料品や備品類の備蓄をしているか。 1 災害発生に備えて、食料品や備品類の備蓄をしているか。	(1)災害発生に備えて、食料品や備品類の備蓄をしていない。 (1)災害発生に備えて、食料品や備品類の備蓄をしていない。	C C	(1)児童養護施設運営指針 (2)乳児院運営指針 (3)児童心理治療施設運営指針 (1)母子生活支援施設運営指針
(7)業務継続計画	1 児童福祉施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	1 業務継続計画を作成しているか。 1 職員に対し、業務継続計画について周知しているか。 2 職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 1 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	1 業務継続計画を作成していない。 1 職員に対し、業務継続計画について周知していない。 2 職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に実施していない。 1 定期的に業務継続計画の見直しを行っていない。 2 必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。	C C C C	(1)認可基準条例第12条第1項 (1)認可基準条例第12条第2項 (1)認可基準条例第12条第3項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(8)安全計画 児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設 母子生活支援施設	1 児童福祉施設の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。	1 安全計画を作成しているか。	1 安全計画を作成していない。	A	(1)認可基準条例第21条の3第1項
	2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。	1 職員に対し、安全計画について周知しているか。 2 職員に対し、研修及び訓練を定期的の実施しているか。	1 職員に対し、安全計画について周知していない。 2 職員に対し、研修及び訓練を定期的の実施していない。	B	(1)認可基準条例第21条の3第2項
	3 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	1 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	1 定期的に安全計画の見直しを行っていない。 2 必要に応じて安全計画の変更を行っていない。	B	(1)認可基準条例第21条の3第4項
(9)自動車を運行する場合の所在の確認	1 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。	1 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しているか。	1 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認していない。	A	(1)認可基準条例第21条の4第1項

処遇編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
1	(平成24年12月14日条例第56号)川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例	認可基準条例
2	(平成28年3月25日27川市児第1046号)川崎市児童家庭支援センター事業実施要綱	要綱	事業実施要綱
3	(昭和22年12月12日法律第164号)児童福祉法	法律	児童福祉法
4	(令和元年6月26日法律第46号)児童虐待の防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	法律	児童福祉法改正法
5	(令和4年法律第66号)児童福祉法等の一部改正する法律	法律	児童福祉法改正法
6	(平成27年3月31日厚生労働省告示第199号)食事による栄養摂取量の基準	告示	栄養摂取量の基準
7	(平成8年7月25日社援施第117号通知)社会福祉施設における保存食の保存期間等について	国通知	社援施第117号通知
8	(平成9年6月30日児企発第16号通知)児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	国通知	児企発第16号通知
9	(平成9年12月8日児家第28号通知)児童養護施設等における適切な処遇の確保について	国通知	児家第28号通知
10	(平成12年4月25日児発第471号通知)児童福祉行政指導監査の実施について	国通知	雇児発第471号通知
11	(平成13年7月23日雇児発第488号通知)社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	国通知	雇児発第488号通知
12	(平成15年12月12日)社会福祉施設等における衛生管理の徹底について	国通知	社援基発第1212001号
13	(平成17年2月22日雇児発第0222001号通知)社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	国通知	雇児発第0222001号通知
14	(平成17年8月10日雇児発第0810001号通知)児童養護施設等における入所者の自立支援計画について	国通知	雇児福発第0801001号通知

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
15	(平成20年3月7日)社会福祉施設等における食品の安全確保等について	国通知 雇児総発第0307001号通知
16	(平成20年7月7日雇児総発第0707001号通知)社会福祉施設等における衛生管理の徹底について	国通知 雇児総発第0707001号通知
17	(平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)児童養護施設運営指針	国通知 児童養護施設運営指針
18	(平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)乳児院運営指針	国通知 乳児院運営指針
19	(平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)情緒障害児短期治療施設運営指針	国通知 情緒障害児短期治療施設運営指針
20	(平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)母子生活支援施設運営指針	国通知 母子生活支援施設運営指針
21	(平成30年4月27日子家発0427第1号)児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について	国通知 子家発0427第1号通知
22	(令和2年3月31日子発0331第1号通知)児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	国通知 子発0331第1号通知
23	(令和2年3月31日 日子母発0331第1号)児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	国通知 子母発0331第1号
24	(令和3年1月20日消費者庁)食品による窒息・誤嚥に注意！－気管支炎や肺炎をおこすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下に食べさせないで－	国通知 食品による窒息・誤嚥に注意！
25	(令和7年4月7日こ支家第197号)児童家庭支援センターの設置運営等について	国通知 こ支家第197号通知

＜処遇編＞

1 入所者支援	P 1	7【児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設】 食事の状況	P 7
(1)運営方針等の設定	P 1	(1)食事計画の状況	P 7
(2)処遇計画の策定	P 1	(2)献立作成の状況	P 7
(3)自立支援計画の策定	P 1	(3)栄養管理の状況	P 8
(4)権利擁護	P 2	(4)食材の発注状況	P 8
2 記録の整備	P 2	(5)喫食環境等の状況	P 8
(1)日誌	P 2	(6)調査等の状況	P 8
(2)ケース記録	P 2	(7)検食	P 8
(3)退所記録	P 3	(8)衛生管理	P 8
(4)アフターケア記録	P 3	ア 調理従事者の衛生管理	P 8
(5)書類等の整備	P 3	イ 調理設備の衛生管理	P 9
3 預り金等の管理	P 3	(9)検査用保存食	P 9
4 健康管理	P 3	8【母子生活支援施設】援助・支援	P 9
(1)健康診断	P 3	(1)生活指導等の状況	P 9
(2)日常の健康管理	P 4	(2)児童の指導状況	P 10
(3)感染症予防対策	P 4	9【母子生活支援施設】保育室の状況	P 10
5 事故防止の対策	P 4	(1)保育計画等の作成状況	P 10
6【児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設】 援助・支援	P 4	(2)保育内容及び記録の状況	P 10
(1)養護(養育)計画との関連	P 4	(3)保育室の環境	P 10
(2)日常的援助・支援の状況	P 5	(4)日々の健康状態の観察及び個別検査	P 10
(3)日常品・被服の支給状況	P 5	(5)午睡等の実施	P 10
(4)生活環境	P 5	(6)保育時間	P 10
(5)ケース検討の状況	P 5	(7)保護者との連絡	P 10
(6)職員の役割分担	P 6	10 家庭支援及び関係機関との連携	P 10
(7)生活指導訓練費の状況	P 6	11 退所後の指導	P 11
(8)子ども間の性的問題の未然防止について	P 6	12【児童家庭支援センター】支援・指導	P 11
ア 未然防止、早期発見の取組	P 6	(1)相談事業の実施	P 11
イ 職員の意識、スキルの向上	P 6	(2)指導委託措置の受託	P 11
ウ 事案を把握した場合の取組	P 6	ア 支援計画の策定	P 11
		イ 受託指導実施報告書及び意見書の作成	P 11

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
1 入所者支援 (1)運営方針等の設定	運営方針は、施設の基本的理念であり、児童等をどのように支援していくかを明確にするものである。福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。	1 運営方針を策定しているか。 2 運営方針を適宜見直しているか。	(1)運営方針を策定していない。 (1)運営方針を適宜見直していない。	A B	(1)社会福祉法第3条
(2)処遇計画の策定	1【児童養護施設・乳児院】 児童に対し適切な援助・支援を行うために、養護(養育)計画を策定することは重要である。養護(養育)計画の策定にあたっては、児童の権利を尊重し、児童が心身ともに健やかに育成することに配慮しなければならない。 養護(養育)計画は前年度の結果を踏まえ、関係者の意見を聞いた上で策定するよう指導する。 決定した養護(養育)計画は、児童のプライバシーへの配慮をした上で関係者に極力周知する事が望ましい。 2【母子生活支援施設】 母子の日常生活、及び母子に対する生活指導を通じて、母子家庭の経済的・精神的自立を支援する施設として、施設は指導方針・目標を設定し、それを計画し、実施していかなければならない。単なる行事予定ではなく、指導方針・目標が具体化されたものが望ましい。 行事、講習会、利用者回答の計画が計画通り実施され、参加しやすいような配慮をしなければならない。 【児童心理治療施設】 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。このため、個々の児童について児童及びその家庭の状況等を勘案してその自立を支援するための計画を策定しなければならない。 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。	1 処遇計画を策定しているか。 2 年度開始前に作成しているか。 3 適正な養育内容となっているか。 4 計画を策定する過程で前年度を総括しているか。 5 職員が十分に検討しているか。 6 経過記録の会議録を整備しているか。 7 予算の裏付けはあるか。 8 計画を職員に周知しているか(最低セクションごとに配付しているか)。 9 計画に基づいた援助・支援を行っているか。 10 行事の実施にあたり、職員の勤務体制に配慮しているか。 11 利用者に、積極的参加のための働きかけを行っているか。	(1)処遇計画を策定していない。 (1)年度開始前に作成していない。 (1)処遇計画の養育内容が不十分である。 (1)前年度の総括を行っていない。 (2)前年度の総括の内容が不十分である。 (1)計画の策定にあたって、十分な検討がされていない。 (1)会議録を整備していない。 (2)会議録の内容が不十分である。 (1)予算の裏付けがない。 (1)計画を職員に周知していない。 (1)計画に基づいた援助・支援を行っていない。 (2)計画に基づいた援助・支援が不十分である。 (1)行事に対する職員の勤務体制をとっていない。 (2)行事に対する職員の勤務体制が不十分である。 (1)参加のための働きかけを行っていない。 (2)働きかけが不十分である。	A B A B A B A B B C A B B C A B A B B B	(1)認可基準条例第2条、17条、18条、32条、33条、41条、44条、61条、62条、63条、90条、92条 (2)児童福祉法第1条、2条 (3)児発第471号通知 (4)雇児発第488号通知 (1)認可基準条例第18条、34条、44条、65条、92条 (2)雇児発第471号通知 (3)雇児発第488号通知 (4)雇児発第0801001号通知 (5)こ支家第197号
(3)自立支援計画の策定	1 入所者に対する支援については、担当職員のみならず施設長を始めとする職員が共同して、生活指導、職業指導、家庭環境調整、児童の養育等を行う。これらの実施については、入所から退所後までの継続した対応が求められていることから、入所者の自立支援の視点に立った指導の充実や、子どもの通学する学校、児童相談所、福祉事務所等関係機関との連携を図り、入所者の状況を十分把握したうえで個別の自立支援計画を策定する必要がある。 自立支援計画は、入所時に児童相談所等の援助指針を受け、子どもの事情に応じた意見聴取やその他の措置をとることにより、子どもの意見・意向及び保護者の意向を踏まえて策定し、策定後は計画が適切に実施されているか十分把握するとともに、目標の達成状況などから支援効果について客観的な評価を行い、アセスメントや計画の妥当性などを検証し、必要に応じて自立支援計画等の見直しを行うことが重要である。 再評価に際しては、子どもや保護者、児童相談所等関係者と連携を図り、評価の妥当性や信頼性を確保することに留意する必要がある。また、児童のいわゆる問題行動や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が児童の成長や発達に果たしてきた役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くことが重要である。	1 児童相談所、福祉事務所等の援助指針を受け、子どもに意見聴取等の措置をとることにより子どもの意見・意向及び保護者の意向を踏まえて、自立支援計画を策定しているか。 2 新規入所者について、自立支援計画の策定や実践にあたり、入所者に関する重要な事項を関係職員に周知徹底しているか。 3 新規入所者の自立支援計画を策定しているか。	(1)自立支援計画を策定していない。 (2)自立支援計画の内容が不十分である。 (1)新規入所者に関する重要な事項を関係職員に周知していない。 (1)新規入所者の自立支援計画を策定していない。 (2)自立支援計画の内容が不十分である。 (3)正当な理由なく自立支援計画の策定が遅延している。	A B A A B B	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(4)権利擁護	【乳児院】嘱託医の関与を十分受けていること。 【児童家庭支援センター】当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。 【乳児院】嘱託医の関与を十分受けていること。 【児童家庭支援センター】当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。 1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを、職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践する。	4 入所者全員の自立支援計画を、少なくとも年1回以上、定期的に再評価しているか。	(1)年1回以上自立支援計画の再評価を行っていない。	A	(1)児童養護施設運営指針 (2)乳児院運営指針 (3)情緒障害短期治療施設(児童心理治療施設)運営指針 (4)児童福祉法等改正法 (5)母子生活支援施設運営方針
		5 入所者の状況に大きな変化が生じた時や特別な事項があった時に自立支援計画の再評価を行っているか。	(1)自立支援計画を必要に応じて再評価していない。 (2)自立支援計画の再評価が不十分である。	A B	
		【児童養護施設】 6 中学、高校卒業後の進路については本人の意見を尊重し、関係者と協議を持った上で自立支援計画を策定しているか。	(1)児童の意見を聴取する機会が確保され、協議の上で自立支援計画が策定されていない。	A	
		1 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底しているか。	(1)いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底していない。	A	
2 記録の整備 (1)日誌	2 子どもが意見や苦情を述べやすい環境を整備する。	2 通信、面会及び生活場面等の子どものプライバシー保護について規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫を行っているか。	(1)通信、面会及び生活場面等の子どものプライバシー保護について規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫を行っていない。	B	(1)児童養護施設運営指針 (2)乳児院運営指針 (3)情緒障害短期治療施設(児童心理治療施設)運営指針 (4)児童福祉法等改正法 (5)母子生活支援施設運営方針
		3 子どもに対し、権利ノート等を使用して権利について、随時わかりやすく説明しているか。	(1)子どもに対し、権利ノート等を使用して権利について、随時わかりやすく説明していない。	B	
		4子どもの発達に応じて、子ども自身の生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせているか。	(1)子どもの発達に応じて、子ども自身の生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせていない。	B	
		1 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組みを行っているか。	1 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組みを行っていない。	B	
(2)ケース記録	1 日常生活状況及び援助・支援の経過を明確にするために、援助・支援記録を作成する必要がある。	2 子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させているか。	2 子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させていない。	B	(1)認可基準条例第18条 (2)雇児発第471号通知 (3)こ支家第197号
		1 業務日誌(養護日誌・指導日誌)を備えているか。	(1)業務日誌(養護日誌・指導日誌)を備えていない。 (2)記録内容が不十分である。	A B	
		1 個別のケース記録を作成しているか。	(1)個別のケース記録を作成していない。	A	
		2 入所時の状況、様子、家族との関係、利用者の施設生活に対する意識等を適切に記録しているか。	(1)記録内容が不十分である。	B	
		3 責任者が定期的に確認を行い必要に応じて助言指導を行っているか。	(1)責任者が定期的に確認していない。 (2)必要に応じて助言指導を行っていない。	B B	
		4 指導(支援)効果の評価測定及び反省を行っているか。	(1)指導(支援)効果の評価測定及び反省を行っていない。	B	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(2)日常の健康管理	1 集団生活のため、施設は個人及び集団の健康管理に十分留意する必要がある。入所前の発育と健康状態・既往歴・生活習慣等を知ることは、入所後の健康管理に役立てるため必要である。	1 児童の健康管理(通院等)の記録が整備されているか。 2 医師(嘱託医)は、活用されているか。 3 必要な医療器具、薬品を整備し、適切に管理しているか。また、医薬品の使用状況を把握しているか。 4 投薬管理を行っているか。 5 夜間や緊急時の体制を整備しているか。	(1)健康管理の記録を整備していない。 (2)健康管理の記録内容、整備状況が不十分である。 (1)医師(嘱託医)が十分に活用されていない。 (1)必要な医療器具、薬品を備えていない。 (2)必要な医療器具、薬品が不十分である。 (3)医薬品の受払簿を作成していない。 (1)投薬管理を適正に行っていない。 (2)投薬管理が不十分である。 (1)夜間や緊急時の体制を整備していない。 (2)夜間や緊急時の体制整備が不十分である。	A B B A B A B	(1)認可基準条例第13条第1項
(3)感染症予防対策	1 社会福祉施設は集団生活の場であり、衛生管理上特に配慮を要するものである。メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)結核、ノロウイルス等の施設内感染防止及び腸管出血性大腸菌等の食中毒などの防止については、万全を期すること。 なお、感染症等の発生時には、医療機関等との連携を図るとともに速やかに主管部局及び保健所へ報告すること。	1 感染症の予防について、国や自治体等が提供する情報を活用し、関係機関との連携を図りながら適切な対策を講じているか。 2 感染症発生時には速やかに地域医療機関と連携し、主管部局及び保健所等へ報告しているか。	(1)感染症予防及び拡大防止対策を適切に講じていない。 (2)感染症予防及び拡大防止対策が不十分である。 (1)連携・報告が行われていない、または不十分である。	A B B	
5 事故防止の対策 (1)事故防止のための取組み	1 定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。	1 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止に関して必要な措置が取られているか。	(1)事件や事故防止に関して必要な措置が取られていない。	A	
ア 睡眠中の安全対策	1 睡眠中の乳児の窒息リスクを除去し、また、乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のためSIDSチェック表で子どもの呼吸状態の把握に努めることが大切である。異常発見時は速やかに心肺蘇生を行い、救急車を要請する。	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。	(1)睡眠中の安全管理に努めていない。	A	(1)認可基準条例第22条 (2)雇児発第471号通知別紙1-2(2)第2
イ 誤嚥(食事中)防止の対策	1 硬い豆やナッツ類などかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもに食べさせない。誤嚥・窒息事故を防止するため、子どもの咀嚼の発達状況を把握した上で、適切な大きさに切るなど配慮をし、盛り付ける。食べるときには保育者が十分に注意して介助する。過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風のだんご、丸のままのプチトマト等)は、使用を避ける。	1 硬い豆やナッツ類などかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもに食べさせていないか。 2 誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、使用を避けているか。	(1)硬い豆やナッツ類などかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもに食べさせている。 (2)窒息の可能性のある大きさ、形状の食品について配慮せず提供している。	B B	(1)食品による窒息・誤嚥に注意！(令和3年1月20日 消費者庁) (参考)教育・保育施設等における事故防止等ガイドライン
6 【児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設】援助・支援の実践 (1)養護(養育)計画との関連	1 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行うこと。	1 生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援しているか。	(1)生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整不十分(不適切)である。 (2)成長及び自立への支援が不十分(不適切)である。	A B	(1)児童養護施設運営指針
【乳児院】	1 乳児院における養育は、乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資するものであり、緊急的な対応においても適切な養育環境が速やかに手厚く保障されること。	1 特定の大人との愛着関係を築くために、保護者や担当養育者、里親等との個別の関わりを持つことができる体制を整備しているか。	(1)特定の大人との愛着関係を築くために、保護者や担当養育者、里親等との個別の関わりを持つことができる体制を整備していない。	A	(1)乳児院運営指針Ⅰ-3

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
【児童心理治療施設】	1 児童心理治療施設における子どもへの治療は個別のニーズに沿って、説明と同意のもとに行われる。治療は子どもの同意のみならず、保護者を治療協力者と捉え、保護者に児童の状態及び能力を説明し治療方針の同意を得ながら進めていく。	1 治療等について、児童及び保護者の必要な同意を得て進められているか。	(1)治療等について、児童及び保護者の必要な同意を得ていない。	A	(1)情緒障害児短期治療施設運営指針Ⅱ-(1)
(2)日常的援助・支援の状況	1 養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期的に行う身体測定のほか、健康診断及び必要に応じて行う感染症予防処置を含むものである。	1 生活指導を適切に行っているか。 2 児童を指導する際に身体的苦痛を与えたり、人格的辱めを加える等必要以上の指導を行っていないか。 3 学習、進路指導を適切に行っているか。 4 余暇指導を適切に行っているか。 5 園内保育を適切に行っているか。	(1)生活指導が適切でない。 (2)生活指導が不十分である。 (1)児童に対し必要以上の指導を行っている。 (1)学習、進路指導が適切でない。 (2)学習、進路指導が不十分である。 (1)余暇指導が適切でない。 (2)余暇指導が不十分である。 (1)園内保育が適切でない。 (2)園内保育が不十分である。	A B A A B A B	(1)児童養護施設運営指針
(3)日用品・被服の支給状況	1 養育に必要な日用品は、自己領域の確保という視点から、でき得る限り他児との共有の物をなくし、児童の好みや身体の発育及び発達状況に応じて、計画的に支給しなければならない。	1 でき得る限り他児との共有の物をなくし、日用品・被服の支給計画を策定しているか。 2 支給計画の策定において、児童の好みや身体の状況に配慮しているか。	(1)でき得る限り他児との共有の物をなくし、日用品・被服の支給計画を策定していない。 (1)支援計画の策定において、児童の好みや身体の状況に配慮していない。	B B	(1)児童養護施設運営指針 (2)乳児院運営指針 (3)情緒障害短期療養施設運営指針 (4)母子生活視線施設運営方針
(4)生活環境	1 生活環境については、危険防止に配慮し、衛生管理に努め、プライバシーを配慮した環境整備を行う必要がある。	1 居室の状況について、採光、換気、清潔保持に配慮しているか。 2 トイレは男女別にし、清潔保持や、手洗設備等衛生面での配慮をしているか。 3 浴室の衛生管理に配慮しているか。また、循環型浴槽等の場合レジオネラ属菌の検査を実施しているか。 4 各居室、浴室等必要な場所にカーテンを配置する等プライバシーに配慮しているか。 5 施設全般にわたり、危険防止に配慮しているか。	(1)居室の環境設備が適切でない。 (2)居室の環境設備が不十分である。 (1)トイレが男女別になっていない。 (2)衛生管理が適切でない。 (3)衛生管理が不十分である。 (1)浴室の衛生管理が適切でない。 (2)浴室の衛生管理が不十分である。 (3)循環型浴槽等の場合、レジオネラ属菌の検査を実施していない。 (1)児童のプライバシーに配慮していない。 (2)プライバシーに対する配慮が不十分である。 (1)施設において危険防止策に配慮していない。	A B A A B A B A	(1)認可基準条例第6条、13条、27条、28条、57条、87条 (2)雇児発第471号通知
(5)ケース検討の状況	1 乳児院、児童養護施設においては、個々の児童の態様に応じた適切な援助・支援が図られることが重要である。	1 問題行動等のケース検討をしているか。 2 ケース検討の経過を記録しているか。	(1)ケース検討を行っていない。 (1)ケース検討の記録を整備していない。 (2)記録内容が不十分である。	A B B	(1)認可基準条例第32条、36条、61条、64条、90条、92条 (2)雇児発第471号通知 (3)児家第28号通知

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(6)職員の役割分担	1 職員の業務分担を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。業務分担を明確にし、連携を行うことが重要である。	3 自立支援計画はケース検討等の結果を踏まえた上で、策定しているか。 4 ケース検討等の結果を個々のケース毎にわかるように記載しているか。また、それに基づいた援助・支援を行っているか。	(1)自立支援計画をケース検討等の結果を踏まえた上で、策定していない。 (1)検討の結果を個々のケースごとにわかるよう記載していない。 (2)援助・支援にケース検討等の結果を十分反映していない。	A B B	
(7)生活指導訓練費の状況	1 利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用を言うが、支給が遅延すると利用者の生活に支障が出たり事故の発生にもつながるので、その取り扱いが確実に行わなければならない。また、そのために支給の記録を文書で残すことが必要であるので、台帳等を作成する必要がある。 なお、支給の証票は利用者の領収書が原則であるが、利用者の状態によっては、信頼性を確保するために、自筆署名又は立ち会った複数職員の確認を求めることが望ましい。また、利用者の口座があり本人の口座であることが確認できれば、口座振込書を証票に代えることも可能である。	1 生活指導訓練費を、毎月初めに本人に支給しているか。 2 小遣い帳の記録指導を適切に行っているか。 3 自己管理のために必要な保管場所が確保されているか。 4 本人支給金は遅延せずに支給されているか。 5 台帳等は作成されているか。	(1)生活指導訓練費を支給していない。 (1)児童の年齢に応じた指導が適切に行われていない。 (1)自己管理のために必要な保管場所を確保していない。 (1)支給時期が不適正である。 (1)台帳等が作成されていない。	A B B B B	(1)認可基準条例第18条 (2)雇児発第471号通知
(8)子ども間の性的問題の未然防止について	1 平成30年度に実施した「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等の関する研究」の結果により、社会的養護のどの受け皿のどの種別においても子ども間の性的問題が把握されたことを踏まえ、更なる未然防止又は早期の把握や、把握後の適切な対応が求められる。				
(7)未然防止、早期発見の取組	1 性教育の実施や、施設職員や里親等の養育者、その他適当と認められる者により、全ての入所児童と個別面接を定期的に行う等、子ども間の性的な問題等の未然防止、早期の把握を図ること。	1 性教育の実施や、全ての入所児童との個別面接を定期的に行う等、子ども間の性的な問題等の未然防止、早期の把握に向けた取組があるか。	(1)性教育の実施や、全ての入所児童との個別面接を定期的に行う等、子ども間の性的な問題等の未然防止、早期の把握に向けた取組がない。	B	(1)子家発0427第1号通知
(4)職員の意識、スキルの向上	1 性教育に関する知識を学び、性的な問題への気づきの感度を高めるための研修等の参加を積極的に進めるとともに、チェックリストの活用等による職員間における統一的な共有を積極的に行う。	1 性教育に関する知識や未然防止に向けた適切な対応などに関する研修への参加の機会があるか。	(1)性教育に関する知識や未然防止に向けた適切な対応などに関する研修への参加の機会がない。	B	(1)子家発0427第1号通知
(ウ)事案を把握した場合の取組	1 問題事案を把握した場合は、事実関係の確認や関わった子どもの状況を把握した上で、児童相談所への報告や、保護者への説明、その他必要な対応を適切かつ速やかに行う。	1 問題事案を把握した場合は、必要な対応及び事案に関与する子どもの保護者への説明等、児童相談所と連携して速やかに適切な措置を講じているか。	(1)問題事案を把握した場合は、必要な対応及び事案に関与する子どもの保護者への説明等、児童相談所と連携して速やかに適切な措置を講じていない。	B	(1)子家発0427第1号通知

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
7 【児童養護施設・乳児院・児童心理 治療施設】食事の状況	食事は、発達過程にある児童にとって重要であるとともに、食事を通して情緒の安定が図られるものであり、児童にとってふさわしい食事を提供すること。また食事に起因する事故を防止するため、衛生管理の徹底を図るよう指導すること。				
(1)食事計画の状況	児童福祉施設の設置者は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 【児童養護施設】 ・食事の時間がコミュニケーションの場として機能するよう工夫すること。 ・クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく食べられるなど、配慮された食事環境とすること。 ・年齢や個人差に応じて食事時間に配慮すること。 【乳児院】 ・発達に応じた量や時間の間隔等、離乳食を含めた基本的な援助方法についてマニュアル等を作成し、施設内での共通理解を持つ。 ・在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人一人に合わせた食の取組を行うこと。 【児童心理治療施設】 ・子どもの年齢、障害のある子ども等の個人差や食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。	1 食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。 2 子どもの性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、適切なエネルギー及び栄養素の量(給与栄養量)の目標を設定しているか。 3 子どもの栄養状態や摂取量、残食量等の把握により、結与栄養量の目標の達成度を評価し、食事計画の改善を図っているか。 4 施設や子どもの特性に応じた食育を行っているか。	(1)食事摂取基準を活用した食事計画を策定していない。 (2)食事摂取基準を活用した食事計画が不十分である。 (1)給与栄養量の目標を設定していない。 (2)給与栄養量の目標設定が不十分である。 (1)必要に応じて食事計画の改善を図っていない。 (2)食事計画の改善が不十分である。 (1)食育を行っていない。	A B A B B	(1)認可基準条例第14条(参考) (1)雇児発第471号通知 (2)雇児発第488号通知 (3)栄養摂取量の基準 (4)児童養護施設運営指針 (5)乳児院運営指針 (6)情緒障害児短期治療施設運営指針
(2)献立作成の状況	1 入所している者に食事を提供するときは、その献立は、可能な限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮すること。また、地域小規模施設などでは生活全般において子どもの意見が反映し易い反面、食については担当職員の関心度や調理技術の差が大きくその影響も強いことから、担当職員に対する支援を行ったり、食事記録などの献立内容を振り返る機会を設けることが求められる。	1 食事関係費の予算及び執行状況を把握しているか。 2 給与栄養量が確保できるように献立作成を行っているか。 3 食品材料名、使用量を記載しているか。 4 予定献立表、発注書、納品書に責任者の関与があるか。 5 予定変更時に訂正されているか。 6 献立の内容は季節感や地域性を考慮し変化に富み、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れているか。 7 幅広い種類の食品を取り入れるよう努めているか。 8 食品材料の検収を行っているか。 9 貯蔵品の受払状況を把握しているか。 10 定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行っているか。	(1)予算及び執行状況を十分に把握していない。 (1)給与栄養量が確保できるように献立作成を行っていない。 (2)予定献立表と実施した食事内容が著しく異なっている。 (1)食品材料名、使用量を記載していない。 (1) 予定献立表に責任者の関与がない。 (1) 予定変更時に訂正していない。 (1)献立内容に季節感がなく、変化に乏しい。 (1)幅広い種類の食品を取り入れる工夫が不十分である。 (1)食品材料の検収を行っていない。 (1)貯蔵品の受払状況を把握していない。 (1)施設長を含む関係職員が参加の上、食事(献立)会議を実施していない。 (2)食事(献立)会議の実施状況が不十分である。	B A A B C B B A B A B	(1)認可基準条例第14条 (2)子発0331第1号通知 (3)子母発0331第1号

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(3)栄養管理の状況	適当なエネルギー及び栄養素の量が確保できる食事の提供について、必要な援助及び指導を行うこと。入所施設における給与栄養量の目標については食事摂取基準によることとし、一日のうち特定の食事を提供する場合には、全体の食事に占める給与栄養量の割合を勘案すること。	11 学校給食の献立を把握しているか。 1 栄養出納表を作成しているか。 2 食事摂取基準に沿った給与栄養量を確保しているか。	(1)学校給食の献立を把握していない。 (1)栄養出納表を作成していない。 (1)必要な給与栄養量を確保していない。	B B A	(1)認可基準条例第14条 (2)子母発0331第1号
(4)食材の発注状況	食品の種類、規格、量、発注を行う。また、在庫食品については、在庫量を定期的に管理し、なるべく無駄がでないように調整、管理する。	1 献立で定められた食材を適切に発注しているか。	(1)献立で定められた食材を適切に発注していない。	B	(1)子母発0331第1号 参考:児童福祉施設等における食事の提供ガイド(令和7年9月子ども家庭庁)
(5)喫食環境等の状況	適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成等、心身の健全育成を図ること。日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。	1 適温の食事提供に対する配慮はあるか。 2 喫食環境に対する配慮はあるか。 3 献立内容に合った食器を使用しているか。 4 食事時間を適切に設定しているか。	(1)適温の食事提供に対する配慮がない。 (1)喫食環境が適切でない。 (1)献立内容に合った食器を使用していない。 (1)食事時間を適切に設定していない。	B B B B	参考:児童福祉施設等における食事の提供ガイド(令和7年9月子ども家庭庁)
(6)調査等の状況	1 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。	1 嗜好調査、残食調査を実施しているか。 2 調査結果を献立作成に反映しているか。 3 調査結果を児童、職員に周知しているか。 4 医師・看護師及び指導員等との連携は保たれているか。	(1)嗜好・残食調査を実施していない。 (2)嗜好・残食の把握が不十分である。 (1)嗜好・残菜調査の結果を献立に反映していない。 (1)嗜好・残菜調査の結果を児童、職員に周知していない。 (1)他職種との連携が不十分である。	A B B B	(1)認可基準条例第14条 (2)子発0331第1号通知 (3)子母発0331第1号
(7)検食	検食を食事提供前に行い、異味、異臭が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	1 検食は原則として児童が食事をする前に実施しているか。 2 検食について記録しているか。 3 検食内容を具体的に記載しているか。	(1)検食を児童が食事をする前に実施していない。 (1)検食について記録していない。 (1)検食簿に内容を具体的に記載していない。	A A B	(1)雇児発第471号通知 (2)子発0331第1号通知 (3)子母発0331第1号 (4)雇児総発第0307001号通知
(8)衛生管理 (7)調理・調乳従事者等の衛生管理	1 児童福祉施設の食事で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、なかでも赤痢をはじめとした消化器系伝染病の予防が極めて重要とされる。このため調理・調乳に従事する職員等については、毎月定期的に検便を実施することが大切である。 また、大きな社会問題になった腸管出血性大腸菌O157や近年問題とされているカンピロバクターやサルモネラ菌(SE)等は、抵抗力の弱い乳幼児や学童が少量で感染しやすいので、O157の検査を含めた検便を漏れなく実施するよう指導する。 調理・調乳従事者等は常に自分の健康チェックを行い、下痢発熱待には速やかに医師の診断を受けるとともに、調理・調乳作業には従事しない。また、手指などに化膿している傷やできもののあるときは、ブドウ球菌生食中毒を起こす危険があるので、食品を扱ったり調理・調乳に従事したりしてはならない。 集団給食設備において提供される食品による中毒防止のため、調理室・食品食器・器具等または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 調理従事者の検便を適切に実施しているか(実習生、パート調理員等を含む)。 2 検便の実施記録(検査証)があるか。 3 調理・調乳従事者等の健康チェックを毎日行い記録しているか。(下痢、発熱、手指の傷、化膿等)。	(1)調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行っていない(未実施の月がある、未実施の職員が散見される、検査項目が不足している等)。 (2)その他不適切事項がある。 (1)検査結果を適切に保管していない(調理業務を委託している場合も含む)。 (1)調理・調乳従事者等の健康チェックを毎日行わず記録をしていない。 (2)その他、不十分な事項がある。	A B B B	(1)認可基準条例第13条、15条 (2)雇児総発第0707001号通知 (3)児企発第16号通知 (4)社援基発第1212001号通知

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(イ) 調理設備の衛生管理	1 集団給食設備において提供される食品による中毒防止のため、調理室・食品食器・器具等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 調理室において、大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた衛生管理が行われていなければならない。 ・害虫等の発生状況の1月に1回以上の巡回点検 ・害虫等の駆除の適正な実施。(半年に1回、発生の都度等) ・害虫等の駆除の実施記録を1年間保管すること。	1 調理関係の衛生管理を適切に行っているか。 2 専用の消毒・手洗い・設備があるか。 3 食材・食器の洗浄及び保管を適切に行っているか。 4 食器を毎回消毒しているか。 5 まな板等炊事用具は清潔に保たれているか。 6 食品の保存方法が適切か。 7 害虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検しているか。 8 害虫等の駆除を半年に1回行い、必要な措置を講じているか。 9 害虫等の駆除記録を1年間保管しているか。	(1)衛生管理が不十分である。 (1)専用の消毒・手洗い・設備がない。 (1)食材・食器等の洗浄及び保管を適切に行っていない。 (1)食器消毒を毎食実施していない。 (1)まな板等炊事用具が清潔に保たれていない。 (1)食品の保存方法が不適切である。 (1)害虫の発生状況を1月に1回以上巡回点検していない。 (1)害虫等の駆除を半年に1回以上行っていない。または必要な措置が講じられていない。 (1)害虫等の生息調査結果及び駆除記録を1年間保管していない。	A A A A A B B C	(1)認可基準条例第13条 (2)社援施第117号通知 (3)平成9年3月31日社援施第65号通知「社会福祉施設における衛生管理について」(別添)大量調理施設衛生管理マニュアル
(9)検査用保存食	1 特定給食施設では、食品による食中毒防止について特段の注意を払う必要がある。また、食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。 社会福祉施設における保存食は、原材料及び調理済食品を食品毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること、原材料は、特に殺菌等を行わず購入した状態で保存することが求められる。	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1)検査用保存食を適切に保存していない。 (2)検査用保存食の保管期間が不適切である。 (3)検査用保存食の保管状況が不適切である。	A B B	(1)雇児総発第0707001号通知 (2)社援施第117号通知
8 【母子生活支援施設】 援助・支援の実践 (1)生活指導等の状況	個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、人権に配慮しつつ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談・助言を行う必要がある。 母子の相談を行う場合は、私生活を尊重しつつ利用者の自立の促進を目的として行わなければならない。 家庭生活の補完的・相談機能的機能をもつ母子生活支援施設の性格から、例えば、 ・生活の基本的習慣がないもの ・心身に障害があるもの ・勤労意欲に乏しいもの ・社会的に不適応なもの 等、母子の生活意欲増進のため積極的に指導援助する必要がある。なお、退所したもののについて相談その他の援助を行うことも重要である。	1 個々の母子の状況に応じて相談・助言を行っているか。 2 相談にあたって、私生活の尊重、秘密の保持は十分であるか。 3 退所者へのケアが行われているか。	(1)個々の母子の状況に応じて相談・助言を行っていない。 (2)相談・助言が不十分である。 (1)相談にあたって、私生活の尊重、秘密の保持がなされていない。 (2)私生活の尊重、秘密の保持が不十分である。 (1)退所者へのケアが行われていない。	A B A B B	(1)認可基準条例第19条、41条 (2)雇児発第471号通知 (3)雇児発第488号通知

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(2)児童の指導状況	1 少年指導員は、児童の健全育成のため、生活指導、学習指導、趣味活動などを計画的に行う必要がある。また、家庭と十分連携をとって行わなければならない。 学校での課外活動等を考慮し、春・夏・冬休み期間についても、月間計画・日課とも関係付けながら指導することが望ましい。 軽微な傷病等により保育所での保育ができない場合や、伝染病等疾患の予後時の保育、緊急時で母親が送迎できないときの保育など、一般保育機能を補完又は代替する役割がどのように行われているかを聴取し、必要な助言をする。	1 母親、学校等との連携は十分であるか。 2 学習指導は計画的か。 3 家庭状況を考慮した児童の指導を行っているか。	(1)母親、学校等との連携が不十分である。 (1)学習指導が計画的でない。 (1)家庭状況を考慮した児童の指導を行っていない。 (2)家庭状況を考慮した児童の指導が不十分である。	B B A B	(1)認可基準条例第41条、43条 (2)雇児発第471号通知
9【母子生活支援施設】 保育室の状況 (1)保育計画等の作成状況	1 設備運営基準条例第42条の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規程(第47条第2項を除く。)を準用する。	1 保育計画等を作成しているか。 2 内容に不備がないか。	(1)保育計画等を作成していない。 (1)内容に不備がある。	A B	(1)認可基準条例第42条
(2)保育内容及び記録の状況	1 設備運営基準条例第18条により、入所している者の保育の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。	1 保育内容の記録を作成しているか。 2 児童の個別記録があるか。	(1)記録を作成していない。 (2)記録内容が不十分である。 (1)児童の個別記録がない。	A B A	(1)認可基準条例第18条、49条
(3)保育室の環境	1 保育を行う場所については、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。	1 施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮されているか。 2 食事提供の方法、睡眠時の安全管理等について適正に配慮されているか。	(1)施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮されていない。 (1)食事提供の方法、睡眠時の安全管理等について適正に配慮されていない。	A A	(1)認可基準条例第6条第5項
(4)日々の健康状態の観察及び個別検査	1 保育を提供する児童の疾病の予防に留意し、常に保護者・医者・保健所等と緊密に連携し、清潔の習慣・食生活・遊びの内容としての活動と休息のバランス・体の鍛錬・環境整備・衣服調整・歯科衛生・伝染病の防止等の注意を図る。	1 日々の健康状態の観察及び個別検査を行っているか。	(1)日々の健康状態の観察及び個別検査を行っていない。 (2)検査内容が不十分である。	A B	(1)認可基準条例第49条
(5)午睡等の実施	1 季節や活動の状況に応じて、子どもの疲労に注意し、午睡等の適切な休養が取れるように配慮する必要がある。なお、休養の方法は、個々の子どもに適したものとし、必ずしも午睡に限定することなく、心身の安静が保てるような環境を設定する。	1 休養のために適切な環境を確保しているか。	(1)休養のために適切な環境を確保していない。	A	(1)認可基準条例第49条
(6)保育時間	1 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定めることとされている。	1 保護者の労働時間等を考慮しているか。	(1)保護者の労働時間等を考慮していない。 (2)その他不適正な事項がある。	A B	(1)認可基準条例第48条
(7)保護者との連絡	1 保育している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	1 保護者との連絡は十分であるか。	(1)保護者との連絡がない。 (2)保護者との連絡が不十分である	A B	(1)認可基準条例第50条
10 家庭支援及び関係機関等との連携	1 児童にとってよりよい援助・支援を行うためには、家庭支援及び関係機関との連携は不可欠である。	1 家庭支援及び関係機関との連携を適切に行っているか。	(1)家庭支援または関係機関等との連携が図られていない。 (2)家庭支援または関係機関等と連携が不十分である。	A B	(1)認可基準条例第36条、41条、64条、91条、104条 (2)こ支家第197号

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
11 退所後の指導	1 入所者の自立支援のため、退所後の支援計画を作成する、地域ネットワークとのつながりを支援する、相談や同行及び施設行事への招待等、退所した児童等に対して相談その他の援助を行うことが重要である。	1 退所者に対し、継続的な支援の提供や相談の機会を設け、必要に応じて就職先等を訪問し、指導を行っているか。	(1)退所者に対し、必要な支援、相談、指導を行っていない。 (2)退所者に対する支援、相談、指導が不十分である。	A B	(1)児童福祉法第37条、41条、44条 (2)こ支家第197号 (3)母子生活支援施設運営指針Ⅱ-1(11)
12 【児童家庭支援センター】支援・指導 (1) 相談事業の実施	1 児童家庭支援センターは、地域の家庭、里親家庭、施設退所後の児童及びその家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な支援等を行うこと。	1 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、適切に支援しているか。	(1)専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、適切に支援していない。	A	(1)事業実施要綱第3条
(2) 指導委託措置の受託 (7) 支援計画の策定	1 児童家庭支援センターは、受託した事業内容について、児童相談所と十分に協議を行い、児童や保護者等への支援計画書を作成し、最長で6か月間を限度として、受託期間終了後の支援及び指導も見据えて、支援及び指導を実施すること。	1 児童相談所からの委託を受け、支援計画を作成し、これに基づき適正な指導を行っているか。	(1)支援計画を作成していない。 (2)支援計画に基づき適正な指導を行っていない。	A A	(1)事業実施要綱第4条-3
(4) 受託指導実施報告書及び意見書の作成	1 事業者は受託した事業内容について、児童相談所と定期的に会議、個別相談等の機会を持ち、受託指導実施報告書及び意見書を作成し、児童相談所に提出すること。	1 支援及び指導の進捗状況についての報告及び支援方針に関する協議を行い、受託指導実施報告書及び意見書を作成しているか。	1 支援及び指導の進捗状況についての報告及び支援方針に関する協議を行っていない、又は受託指導実施報告書及び意見書を作成していない。	A	(1)事業実施要綱第4条-3

會計編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
1	(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)社会福祉法人会計基準	省令	社会福祉法人会計基準
2	(平成28年3月31日雇児総発0331第7号)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について	国通知	運用上の留意事項
3	(平成28年3月31日雇児総発0331第15号)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて	国通知	運用上の取扱い
4	(平成29年3月29日雇児総発0329第1号)社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	国通知	入札契約等の取扱通知
5	(平成16年3月12日雇児発0312001号)社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	国通知	局長通知
6	(平成16年3月12日雇児発0312002号)社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	国通知	課長通知

<会計編>

1 総則	P 1
(1)社会福祉法人会計の基準	P 1
2 会計帳簿	P 1
(1)会計帳簿の作成	P 1
(2)資産の評価	P 2
(3)負債の評価	P 2
(4)純資産	P 3
3 計算関係書類	P 5
(1)各会計年度に係る計算書類	P 5
(2)会計の区分	P 5
(3)内部取引	P 6
4 資金収支計算書	P 6
(1)資金収支計算書の資金の範囲	P 6
(2)資金収支計算の方法	P 6
(3)資金収支計算書の区分	P 6
(4)資金収支計算書の構成	P 6
(5)資金収支計算書の勘定科目	P 7
5 事業活動計算書	P 7
(1)事業活動計算の方法	P 7
(2)事業活動計算書の区分	P 7
(3)事業活動計算書の構成	P 8
(4)事業活動計算書の勘定科目	P 8
6 貸借対照表	P 8
(1)貸借対照表の区分	P 8
(2)貸借対照表の勘定科目	P 8
7 計算書類の注記	P 9
8 附属明細書	P 10
9 運営費の運用等	P 10
(1)運営費の弾力運用	P 10
(2)運営費の使途範囲	P 12
(3)前期末支払資金残高の取扱い	P 13
(4)運営費の管理・運用	P 13
(5)法人の事業経営に係る指導監督	P 13

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
1 総則 (1)社会福祉法人会計の基準 以下の項目1～8に掲げる事項、基本的考え方及び観点等は、社会福祉法人会計基準並びにこれに関する運用上の取扱及び留意事項を基本として示したものである。 これらは原則として社会福祉法人に適用されるものであるが、他の法人種別であっても社会福祉法人会計基準に準拠する場合には、同様に適用される。 その場合においては、「社会福祉法人」「理事長」「理事会」等の用語は、各法人における対応する用語に読み替えるものとする。 なお、社会福祉法人以外の法人が他の会計基準に依拠する場合には、本基準の各項目に対応する当該会計基準に基づき判断するものとする。 2 会計帳簿 (1)会計帳簿の作成	1 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。 2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。 ＜管理組織の確立＞ (1)法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。 また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。 (2)会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。 (3)施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。(略) (4)法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。 ＜予算と経理＞ (1)法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成する。 また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。 (2)法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。 なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りでない。 (3) (略) ＜決算＞ 決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類(資金収支計算書(法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、・事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書)、事業活動計算書(法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書)及び貸借対照表(法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。 ＜入札契約関係＞ 各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、明確に規定すること。 1 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。 ＜予算と経理＞ (1)・(2) (略) (3)会計帳簿は、原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。	1 社会福祉法人会計基準(以下「会計基準省令」という)に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成しているか。 2 計算書類の金額が実際の預金額と一致するなど適正に作成されているか。 1 会計責任者と出納職員が、内部牽制に配慮して別々に任命されているか。 2 施設利用者から預かる金銭等を含め、現預金等の出納管理が適正にされているか。 3 適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めているか。 4 拠点区分ごとに予算を編成し、資金収支予算書が作成されているか。 5 月次試算表の作成等、予算に基づいた事業活動が意識されているか。 6 年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合(軽微なものを除く)に、補正予算が編成されているか。 7 毎会計年度終了後3か月以内に計算書類(各書類の確認は後掲)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録について評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、所轄庁に提出しているか。 8 各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされており、そのとおり執行されているか。	(1)会計基準省令に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成していない。 (1)計算書類が実際の預金額と一致しないなど適正に作成されていない。 (1)会計責任者と出納職員が、内部牽制に配慮して別々に任命されていない。 (1)施設利用者から預かる金銭等を含め、現預金等の出納管理が適正にされていない。 (1)適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めていない。 (1)拠点区分ごとに予算を編成し、資金収支予算書が作成されていない。 (1)月次試算表の作成等、予算に基づいた事業活動が意識されていない。 (1)年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合(軽微なものを除く)に、補正予算が編成されていない。 (1)毎会計年度終了後3か月以内に計算書類(各書類の確認は後掲)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録について評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、所轄庁に提出していない。 (1)各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされておらず、不正又は不当な事実がある。 (2)各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされているが、そのとおり執行されていない。	A A B B A A C C A A B A	(1)社会福祉法人会計基準第1条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第1条第2項 (2)運用上の留意事項1～3 (3)入札契約等の取扱通知 (1)社会福祉法人会計基準第3条第2項 (2)運用上の留意事項2

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(2)資産の評価	1 資産については、次の項から第6項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。 ＜固定資産管理台帳について＞ 基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。 2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第2項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。 ＜減価償却について＞ (1)減価償却の対象 耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産(ただし、取得価額が少額のものを除く。以下「償却資産」という)に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。 なお、土地など減価が生じない資産(非償却資産)については、減価償却を行うことができないものとする。 (2)減価償却の方法 減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。 また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。 なお、償却方法は、拠点区分ごとに、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。 (3)減価償却累計額の表示 有形固定資産(有形リース資産を含む)に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法(以下「直接法」という)又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法(以下「間接法」という)のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。 無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。 3 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。 4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。 5 満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第29条第1項第11号において同じ。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。 6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。	1 資産について、会計帳簿に取得価額を付しているか。 1 有形及び無形固定資産について、会計年度末日で、相当の償却をしているか。 1 会計年度末日における時価が取得原価より著しく低い資産について、時価を付しているか。 1 受取手形、未収金、貸付金等の債権について、会計年度末日における徴収不能見込額を控除しているか。 1 満期保有目的の債権以外の市場価格のある有価証券について、会計年度末日における時価を付しているか。 1 棚卸資産について、会計年度末日における時価が取得原価より低いときに、時価を付しているか。 1 負債について、会計帳簿に債務額を付しているか。	(1)資産について、会計帳簿に取得価額を付していない。 (1)有形及び無形固定資産について、会計年度末日で、相当の償却をしていない。 (1)会計年度末日における時価が取得原価より著しく低い資産について、時価を付していない。 (1)受取手形、未収金、貸付金等の債権について、会計年度末日における徴収不能見込額を控除していない。 (1)満期保有目的の債権以外の市場価格のある有価証券について、会計年度末日における時価を付していない。 (1)棚卸資産について、会計年度末日における時価がその時の取得原価より低いときに、時価を付していない。 (1)負債について、会計帳簿に債務額を付していない。	B B B B B B B	(1)社会福祉法人会計基準第4条第1項 (2)運用上の留意事項27 (1)社会福祉法人会計基準第4条第2項 (2)運用上の取扱い16 (1)社会福祉法人会計基準第4条第3項 (2)運用上の取扱い17 (1)社会福祉法人会計基準第4条第4項 (1)社会福祉法人会計基準第4条第5項 (1)社会福祉法人会計基準第4条第6項 (1)社会福祉法人会計基準第5条第1項
(3)負債の評価	1 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。	1 負債について、会計帳簿に債務額を付しているか。	(1)負債について、会計帳簿に債務額を付していない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第5条第1項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。 ①賞与引当金 ②退職給付引当金 ③役員退職慰労引当金 <引当金について> (1)将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。 (2)原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。 また、徴収不能引当金は、直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。 (3)職員に対して賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。 (4)職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。	1 引当金について、会計年度末日において、当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付しているか。	(1)引当金について、会計年度末日において、当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付していない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第5条第2項 (2)運用上の取扱い18
(4)純資産	1 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。 <基本金への組入れについて> 会計基準省令第6条第1項に規定する基本金は以下のものとする。 (1)社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額 (2)前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 (3)施設の創設及び増築等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額 また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。 <基本金の取崩しについて> 社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。 <寄附金の取扱い> (1)金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄付金収益又は施設整備等寄付金収益として計上するものとする。 (2)寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には計上しないものとする。	1 基本金に、事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上しているか。 2 寄附金及び寄附物品を収受した場合に、寄附者から寄附申込書を受けているか。 3 寄附金及び寄附物品を収受した場合に、適正に寄附金収益明細書を作成しているか。 4 基本金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っているか。	(1)基本金に、事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上していない。 (1)寄附金及び寄附物品を収受した場合に、寄附者から寄附申込書を受けていない。 (1)寄附金及び寄附物品を収受した場合に、適正に寄附金収益明細書を作成していない。 (1)4 基本金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っていない。	A B B A	(1)社会福祉法人会計基準第6条第1項 (2)運用上の取扱い11、12 (3)運用上の留意事項9

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
	ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。 なお、寄附金及び寄附物品を收受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。 (3)(略) 2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(第22条第4項において「国庫補助金等」という)の額を計上するものとする。 ＜国庫補助金等特別積立金への積立てについて＞ 会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。 (1)施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等の額を計上するものとする。 (2)設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。 また、会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。 ＜国庫補助金等特別積立金の取崩しについて＞ 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。 したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。 また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。 3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。	1 国庫補助金等特別積立金に、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金等の額を計上しているか。 2 国庫補助金等特別積立金の取崩しが適正に行われているか。 1 その他の積立金に、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を、計上しているか。 2 その他の積立金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っているか。	(1)国庫補助金等特別積立金に、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金等の額を計上していない。 (1)国庫補助金等特別積立金の取崩しが適正に行われていない。 (1)その他の積立金に、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を、計上していない。 (1)その他の積立金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っていない。	A A A A	(1)社会福祉法人会計基準第6条第2項 (2)運用上の取扱い9、10 (1)社会福祉法人会計基準第6条第3項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
3 計算関係書類 (1)各会計年度に係る計算書類	1 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。 法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。 ・法人単位貸借対照表 ・貸借対照表内訳表 ・事業区分貸借対照表内訳表 ・拠点区分貸借対照表 ・法人単位資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・事業区分資金収支内訳表 ・拠点区分資金収支計算書 ・法人単位事業活動計算書 ・事業活動内訳表 ・事業区分事業活動内訳表 ・拠点区分事業活動計算書 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。 ① 社会福祉法第45条の32第1項に規定する計算書類等 ② 社会福祉法第45条の34第2項に規定する財産目録等	1 社会福祉法、会計基準省令、設置認可等通知に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類(社会福祉事業に係る区分の貸借対照表、収支計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書)が、作成されているか。 2 上記1に規定する計算書類が、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に、その他の計算書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書と併せて提出されているか。	(1)社会福祉法、会計基準省令、設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類(社会福祉事業に係る区分の貸借対照表、収支計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書)が、作成されていない。 (1)上記1に規定する計算書類が、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に、その他の計算書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書と併せて提出されていない。	A A	(1)社会福祉法第45条の27第2項 (2)社会福祉法人会計基準第7条の2第1項 (3)社会福祉法第59条
(2)会計の区分	1 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。 2 拠点区分には、サービス区分(社会福祉法人が行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。)を設けなければならない。	1 計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けているか。 1 拠点区分に必要なに応じてサービス区分を設けているか。	(1)計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けていない。 (1)拠点区分に必要なに応じてサービス区分を設けていない。	A B	(1)社会福祉法人会計基準第10条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第10条第2項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)内部取引	1 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。	1 計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をしているか。	(1)計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をしていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第11条
4 資金収支計算書 (1)資金収支計算書の資金の範囲	1 資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。 支払資金は、流動資産及び流動負債(経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。 ＜支払資金について＞ 資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。	1 支払資金残高が、流動資産と流動負債の差額となっているか。	(1)支払資金残高が、流動資産と流動負債の差額となっていない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第12条 (2)社会福祉法人会計基準第13条 (3)運用上の取扱い5
(2)資金収支計算の方法	1 資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。 2 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。 ＜共通支出及び共通費用の配分について＞ 資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。 なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。	1 資金収支計算を、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行っているか。 1 資金収支計算を行うに当たって、複数の区分に共通する収入及び支出があった場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分しているか。	(1)資金収支計算を、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行っていない。 (1)資金収支計算を行うに当たって、複数の区分に共通する収入及び支出があった場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分していない。	A B	(1)社会福祉法人会計基準第14条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第14条第2項 (2)運用上の取扱い7
(3)資金収支計算書の区分	1 資金収支計算書は、次に掲げる収支に区分するものとする。 ①事業活動による収支 ②施設整備等による収支 ③その他の活動による収支	1 資金収支計算書が適正な収支区分に区分されているか。	(1)資金収支計算書が適正な収支区分に区分されていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第15条
(4)資金収支計算書の構成	1 事業活動による収支には、経常的な事業活動による収入(受取利息配当金収入を含む)及び支出(支払利息支出を含む)を記載し、収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。 2 施設整備等による収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。	1 経常的な事業活動による収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載しているか。 1 施設整備等による収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載しているか。	(1)経常的な事業活動による収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載していない。 (1)施設整備等による収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載していない。	A A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第16条第2項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(5)資金収支計算書の勘定科目	<借入金の取扱い> 借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。 なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。(略)	2 施設整備等に係る借入金その他の借入金について、適正に借入金明細書が作成され、管理がされているか。	(1)施設整備等に係る借入金その他の借入金について、適正に借入金明細書が作成され、管理がされていない。	A	(1)運用上の留意事項8
	3 その他の活動による収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入(受取利息配当金収入を除く)及び支出(支払利息支出を除く)並びに事業活動及び施設整備等による収支に属さない収入及び支出を記載し、収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。	1 その他の活動による収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載しているか。	(1)その他の活動による収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載していない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第3項
	4 資金収支計算書には、事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。	1 事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載しているか。	(1)事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載していない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第4項
		2 当期資金収支差額合計に前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載しているか。	(1)当期資金収支差額合計に前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載していない。	A	
	5 法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。	1 資金収支計算書について、当該会計年度の決算の額と予算の額を対比して記載しているか。	(1)資金収支計算書について、当該会計年度の決算の額と予算の額を対比して記載していない。	C	(1)社会福祉法人会計基準第16条第5項
	6 決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、理由を備考欄に記載するものとする。	2 資金収支計算書において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について、その理由を備考欄に記載しているか。	(1)資金収支計算書において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について、その理由を備考欄に記載していない。	C	(1)社会福祉法人会計基準第16条第6項
5 事業活動計算書 (1)事業活動計算の方法	1 資金収支計算書に記載する勘定科目は、会計基準省令別表第1のとおりとする。 <収支計算書等における収入科目の整理について> 拠点区分の収支計算書等における収入科目については、準拠する会計基準に関わらず、委託費中の公定価格と市加算額を分けて計上するようにしてください。	1 資金収支計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第1のとおりとなっているか。	(1)資金収支計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第1のとおりとなっていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第18条 (2)28川に監第161号
		2 特に委託費収入の国基準運営費と市加算額の仕訳、利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされているか。	(1)特に委託費収入の国基準運営費と市加算額の仕訳、利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされていない。	B	(1)28川に監第161号
	1 事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。 事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。	1 事業活動計算が、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行われているか。	(1)事業活動計算が、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行われていない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第19条 (2)社会福祉法人会計基準第20条第1項
	2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。	1 事業活動計算に当たって、複数の区分に共通する収益及び費用がある場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分しているか。	(1)事業活動計算に当たって、複数の区分に共通する収益及び費用がある場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分していない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第20条第2項
	(2)事業活動計算書の区分	1 事業活動計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。 ①サービス活動増減の部 ②サービス活動外増減の部 ③特別増減の部 ④繰越活動増減差額の部	(1)事業活動計算書が適正な収支区分に区分されていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第21条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)事業活動計算書の構成	1 サービス活動増減の部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。 2 サービス活動外増減の部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。 3 事業活動計算書には、サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。 4 特別増減の部には、寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益(金額が僅少なものを除く。)を記載し、部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。 5 事業活動計算書には、経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。 6 繰越活動増減の部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。	1 サービス活動による収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載しているか。 1 サービス活動以外の原因による収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載しているか。 1 サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載しているか。 1 特別増減の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載しているか。 1 経常増減差額に特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載しているか。 1 当期活動増減差額に前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載しているか。	(1)サービス活動による収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載していない。 (1)サービス活動以外の原因による収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載していない。 (1)サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載していない。 (1)特別増減の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載していない。 (1)経常増減差額に特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載していない。 (1)当期活動増減差額に前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載していない。	A A A A A A	(1)社会福祉法人会計基準第22条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第2項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第3項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第4項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第5項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第6項
(4)事業活動計算書の勘定科目	1 事業活動計算書に記載する勘定科目は、会計基準省令別表第2のとおりとする。	1 事業活動計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第2のとおりとなっているか。 2 特に委託費収入の国基準運営費と市加算額の仕訳、利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされているか。	(1)事業活動計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第2のとおりとなっていない。 (1)特に委託費収入の国基準運営費と市加算額の仕訳、利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされていない。	B B	(1)社会福祉法人会計基準第24条 (2)28川に監第161号 (1)28川に監第161号
6 貸借対照表 (1)貸借対照表の区分	1 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状況を明瞭に表示するものでなければならない。 貸借対照表は、資産の部、負債の部、純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。 2 純資産の部は、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。	1 貸借対照表が、資産の部、負債の部、純資産の部に区分され、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分されているか。 1 純資産の部が、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分されているか。	(1)貸借対照表が、資産の部、負債の部、純資産の部に区分され、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分されていない。 (1)純資産の部を、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分されていない。	B B	(1)社会福祉法人会計基準第25条 (2)社会福祉法人会計基準第26条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第26条第2項
(2)貸借対照表の勘定科目	1 貸借対照表に記載する勘定科目は、会計基準省令別表第3のとおりとする。	1 貸借対照表に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第3のとおりとなっているか。	(1)貸借対照表に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第3のとおりとなっていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第28条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
7 計算書類の注記	1 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。 ①会計年度末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提(以下この号において「継続事業の前提」という)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項 ②資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針 ③重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額 ④法人で採用する退職給付制度 ⑤法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分 ⑥基本財産の増減の内容及び金額 ⑦基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額 ⑧担保に供している資産に関する事項 ⑨固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 ⑩債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 ⑪満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 ⑫関連当事者との取引の内容に関する事項 ⑬重要な偶発債務 ⑭重要な後発事象 ⑮合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要 ⑯その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 前項第12号に規定する「関連当事者」とは次に掲げる者をいう。 ①当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者 ②前号に掲げる者の近親者 ③前2号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人 ④支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第6号において同じ) ⑤被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう) ⑥当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人 前項第4号及び第5号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。 ①1の法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう)又は評議員 ②1の法人の職員 ＜計算書類に対する注記について＞ 法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとする。 なお、法人全体で記載する注記は、会計基準省令第3号第3様式(事業区分貸借対照表内訳表)の後に、拠点区分で記載する注記は、会計基準省令第3号第4様式(拠点区分貸借対照表)の後に記載するものとする。 2 計算書類には、拠点区分ごとに第1項第2号から第11号まで、第14号及び第16号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が1の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。	1 計算書類に、拠点区分ごとについて必要な事項を注記しているか。	(1)計算書類に、拠点区分ごとについて必要な事項を注記していない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第29条第1項 (2)社会福祉法人会計基準第29条第2項 (3)社会福祉法人会計基準第29条第3項 (4)運用上の取扱い25

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
8 附属明細書	1 法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第1号から第7号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第8号から第19号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。 ①借入金明細書 ②寄附金収益明細書 ③補助金事業等収益明細書 ④事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 ⑤事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 ⑥基本金明細書 ⑦国庫補助金等特別積立金明細書 ⑧基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 ⑨引当金明細書 ⑩拠点区分資金収支明細書 ⑪拠点区分事業活動明細書 ⑫積立金・積立資産明細書 ⑬サービス区分繰入金明細書 ⑭サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 ⑮～⑲略	1 拠点区分の計算書類の附属明細書は適正に作成されているか。	(1)拠点区分の計算書類の附属明細書が適正に作成されていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第30条第1項
9 運営費の運用等 (1)運営費の弾力運用	運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものである。ただし、(4)についてのみ要件を満たさない法人については、下記Ⅰ、Ⅱの取扱いによる。 (1)社会福祉法人指導監査要綱の制定について(平成13年7月23日雇児発第487号)及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。 (2)生活保護法による保護施設に対する指導監査について(平成12年10月25日社援第2395号)など、次に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 ・障害者支援施設等に係る指導監督について(平成19年4月26日障発第0426003号) ・老人福祉施設に係る指導監査について(平成12年5月12日老発第481号) ・児童福祉施設行政指導監査の実施について(平成12年4月25日児発第471号) (3)社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。 (4)毎年度、次のア又はイが実施されていること。 ア「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。 イ「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。 Ⅰ 運営費等の使途範囲について (1)運営費について、施設の整備等に係る経費(同一法人が運営する措置費(運営費)等補助対象施設(注1)及び在宅福祉事業を行うための施設(注2)の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む。))の繰入を認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。 注1: 救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、養護老人ホーム、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、保育所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、婦人保護施設、軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設、視聴覚障害者情報提供施設、社会事業授産施設	1 適正な法人運営が確保されているか。 2 適正な施設運営の確保が行われている 3 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されているか。 4 (4)の左記ア又はイが実施されているか。 5 左記(4)のア又はイが実施されていない場合に、左記Ⅰ～(1)の注1及び注2の施設への施設の整備等に係る経費の繰入が民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額以下となっているか。	(1)役員・評議員の選任及びその配置、理事会・評議員会の開催等、組織運営が適正にされていない。 (2)社会福祉法人が行う社会福祉事業等が適正に行われていない。 (3)人事管理、資産管理及び会計管理等が適正に行われていない。 (1)入所者の意向や希望等を尊重するよう配慮がなされている等、適切な入所者処遇の確保がなされていない。 (2)必要な規定の整備や配置基準に基づく職員の配置等、施設の運営管理体制が確立されていない。 (3)労働時間の短縮等労働条件の改善や職員の資質向上のための研修等の実施、職員の確保及び定着化に対する積極的な取り組み等、必要な職員の確保や職員処遇の充実が図られていない。 (1)社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていない。 (1)左記ア、イのいずれも実施されていない。 (1)左記ア又はイが実施されていない場合に、左記注1及び注2の施設への施設の整備等に係る経費の繰入が民間施設給与等改善費の管理費として加算された額以下となっていない。	A A A A A A A A A	(1)局長通知1-(1) (1)局長通知1-(1) (1)局長通知1-(1) (1)局長通知1-(2) (1)局長通知1-(2) (1)局長通知1-(2) (1)局長通知1-(3) (1)局長通知1-(4) (1)課長通知問5-1-(1)

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	注2:老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設、「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成18年3月31日老発第0331003号)、「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の38に規定する地域子育て支援事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業、「児童家庭支援センターの設置運営について」(平成10年5月18日児発第397号)、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。),「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号) (2)各サービス区分(サービス区分を設けていない場合は「各拠点区分」。以下同じ。)(において発生した運営費の運用収入について、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入(当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入)を限度とする。 (3) ①運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成(注)の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができる。 この場合の経理処理は、支出の目的に応じて、各施設経理区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。 ア人件費積立金:人件費の類に属する経費に係る積立金 イ修繕積立金:建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金 ウ備品等購入積立金:業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金 注:使用計画の作成について ・人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の ②各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上止むを得ない場合については、使用を認めて差し支えない。 Ⅱ 前期末支払資金残高の取扱いについて 前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に貴職に協議させ、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないものとする。 なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。	6 左記(4)のA又はイが実施されていない場合に、左記(3)のA～ウの積立金に積み立てる場合に使用計画を作成しているか。 7 左記(4)のA又はイが実施されていない場合に、左記(3)のA～ウの積立金を目的外使用する場合に市に協議を行っているか。 1 自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合を除き、左記(4)のA又はイが実施されていない場合に、前期末支払資金の取崩しを行う場合は市に協議を行っているか。	(1) 左記(4)のA又はイが実施されていない場合に、左記(3)のA～ウの積立金に積み立てる場合に使用計画を作成していない。 (1)左記(4)のA又はイが実施されていない場合に、左記(3)のA～ウの積立金を目的外使用する場合に市に協議を行っていない。 (1)自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合を除き、左記(4)のA又はイが実施されていない場合に、前期末支払資金の取崩しを行う場合は市に協議を行っていない。	A A A	(1)課長通知問5-1-(3)-① (1)課長通知問5-1-(3)-② (1)課長通知問5-2

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)運営費等の使途範囲	1 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもの、事業費については、入所者の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。 2 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。 ①人件費積立金：人件費の類に属する経費に係る積立金 ②施設整備等積立金：建物、設備及び機会器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金 3 運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等(以下に掲げる施設)の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。 生活保護関係施設：救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設 老人福祉関係施設：老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設、老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設、「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)に定める事業を行うための施設 介護保険関係施設：介護保険法第115条の38に規定する地域支援事業を行うための施設 障害者関係施設：障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第16項に規定する一般相談支援事業並びに特定相談支援事業を行うための施設、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号)の事業を行うための施設 夫人保護施設 児童福祉施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業を行うための施設、児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業・同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業・同条第7項に規定する一時預かり事業を行うための施設 社会福祉施設：授産施設 4 サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。	1 運営費の使途として、人件費が正しく計上されており、国が示す運営に要する費用等に対し、適正に執行がされているか。 2 運営費の使途として、管理費が正しく計上されており、国が示す運営に要する費用等に対し、適正に執行がされているか。 3 運営費の使途として、事業費が正しく計上されており、国が示す運営に要する費用等に対し、適正に執行がされているか。 1 左記①・②の積立金に積み立てる場合に使用計画を作成しているか。 2 各積立金について、目的外使用する場合に理事会において承認を得ているか。 1 同一法人が運営する社会福祉施設等(左記に掲げる施設)の整備等に係る経費として借入れた借入金の償還金及びその利息に充当する額が民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額以下となっているか。	(1)人件費の計上が誤っている。 (2)国が示す運営に要する費用等に対し、総額や比率が低い等適正に執行されていない。 (1)管理費の計上が誤っている。 (2)国が示す運営に要する費用等に対し、総額や比率が低い等適正に執行されていない。 (1)事業費の計上が誤っている。 (2)国が示す運営に要する費用等に対し、総額や比率が低い等適正に執行されていない。 (1)左記①・②の積立金に積み立てる場合に使用計画を作成していない。 (1)各積立金について、目的外使用する場合に理事会において承認を得ていない。 (1)同一法人が運営する社会福祉施設等(左記に掲げる施設)の整備等に係る経費として借入れた借入金の償還金及びその利息に充当する額が民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額以下となっていない。	B B B B B B A A A	(1)局長通知3-(1) (1)局長通知3-(1) (1)局長通知3-(1) (1)局長通知3-(2) (1)局長通知3-(2) (1)局長通知3-(3)

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
(3)前期末支払資金残高の取扱い	1 前期末支払資金残高の取り崩しについては、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。 なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。 (1)法人本部の運営に要する経費 (2)同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 (3)同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費	1 前期末支払資金残高について、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、左記(1)～(3)の経費に充当する場合に、理事会の承認をえているか。 2 前期末支払資金残高について、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下となっているか。	(1)前期末支払資金残高について、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、左記(1)～(3)の経費に充当する場合に、理事会の承認をえていない。 (1)前期末支払資金残高について、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下となっていない。	A A	(1)局長通知4 (1)局長通知4
(4)運営費の管理・運用	1 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。 2 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 なお、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付は一切認められないこと。	1 運営費の管理・運用が、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行われているか。 1 運営費の同一法人内における各拠点区分等の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度に限ってのものとなっているか。 2 運営費の貸付が、同一法人内における各拠点区分等以外に行われていないか。	(1)運営費の管理・運用が、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実かつ換金性の高い方法により行われていない。 (1)運営費の同一法人内における各拠点区分等の貸借が、当該年度に限ってのものとなっていない。 (1)運営費の貸付が、同一法人における各拠点区分等以外に行われている。	A A A	(1)局長通知5 (1)局長通知5 (1)局長通知5
(5)法人の事業経営に係る指導監督	1 法令等に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査確認を行われたいこと。特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。 2 経理の審査は各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)にとどまることなく、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についても審査を行われたいこと。	1 財産目録、貸借対照表及び収支計算書について、経年の整合性が図られているか。	(1)財産目録、貸借対照表及び収支計算書について、経年の整合性が図られていない。	A	(1)局長通知6(1)・(2)